資料１

芸備線再構築協議会規約（案）

（目的）

第１条　芸備線再構築協議会（以下「協議会」という。）は、次条に規定する特定区間に係る再構築方針（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「地域交通法」という。）第２９条の３第１項に規定する再構築方針をいう。以下同じ。）の作成に関する協議を行うことを目的として設置する。

（対象区間）

第２条　協議会は、西日本旅客鉄道芸備線備中神代駅から備後庄原駅までの区間を特定区間（地域交通法第２９条の３第３項に規定する特定区間をいう。以下同じ。）とし、特定区間に備後庄原駅から広島駅までを加えた区間を対象として議論する。

（事務所）

第３条　協議会は、事務所を広島県広島市中区上八丁堀６番３０号広島合同庁舎４号館中国運輸局内に置く。

（協議事項）

第４条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事項の協議を行う。

一　特定区間に係る再構築方針の作成に関すること。

二　交通手段再構築実証事業計画（地域交通法第２９条の４第１項に規定する交通手段再構築実証事業計画をいう。以下同じ。）の作成及び実施に関すること。

三　その他目的の達成のため必要と認められる事項

（組織）

第５条　協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

２　協議会は、地域交通法第２９条の３第５項各号に掲げる者として構成員とすることが妥当である者がある場合その他構成員について変更する必要がある場合は、協議の上、別表を変更するものとする。

（議長）

第６条　協議会に議長を置く。

２　議長は、中国運輸局長をもって充てる。

３　議長は、議事運営その他の会務を総括する。

４　議長に事故があるときは、中国運輸局次長がその職務を代理する。

（協議会）

第７条　協議会は、議長が招集する。

２　協議会は、構成員（次項の規定により代理の者が出席する場合は、当該代理の者。同項を除き、以下同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　構成員は、代理の者を協議会に出席させることができる。

４　議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、協議会への出席、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

５　協議会の公開又は非公開は、構成員と協議の上、議長が決定する。

（協議結果の尊重）

第８条　構成員は、協議会によって協議が調った事項について、協議の結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第９条　協議会の円滑な運営を図り、及び第４条各号に掲げる協議事項に関して機動的な検討を行うため、幹事会を設置し、議長の命を受けた事項について協議する。

２　幹事会の組織その他必要な事項は、協議会で協議の上、別に定める。

（部会）

第１０条　協議会は、協議会に提案する第４条各号に掲げる協議事項に関して地域の実情に応じた機動的な検討を行うため、対象となる区間を定めた部会を設置し、議長の命を受けた事項について協議させることができる。

２　前項の区間は、特定区間の全部又は一部を含むものでなければならない。

３　部会に係る会計は、協議会及び幹事会の会計と区分して経理しなければならない。

４　部会の組織その他必要な事項は、協議会又は幹事会で協議の上、別に定める。

（議事及び協議資料）

第１１条　協議会の議事については、速やかに議事の概要を作成し、中国運輸局ホームページで公開するものとする。

２　協議資料は、原則として公開する。ただし、非公開とすることが適当であると認める場合は、その一部又は全部を非公開とすることができる。

３　協議資料は、中国運輸局ホームページで公開するものとする。

（事務局）

第１２条　協議会の業務を処理するため、中国運輸局鉄道部内に事務局を置く。

２　事務局に事務局長及び事務局員を置き、議長が定めた者をもって充てる。

（会計及び会計年度）

第１３条　調査委託費、会場費等及び協議会に必要な経費は、国の事務経費等により負担するほか、協議により関係者において応分の負担を決めるものとする。

２　協議会の会計はこの規約の施行日に始まり、当該日から起算して、次の３月３１日に終わり、以降、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（財務に関する事項）

第１４条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、議長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

第１５条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、議長であった者がこれを決算する。

（委任）

第１６条　この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、議長が別に定める。

附　則

この規約は、令和　年　　月　　日から施行する。

別表（第５条関係）

芸備線再構築協議会構成員名簿

所属	役職	氏名	備考
国土交通省中国運輸局	局長	益田　浩	国
岡山県	副知事	上坊　勝則	特定区間を区域に含む地方公共団体
広島県	副知事	玉井　優子	
新見市	副市長	野間　哲人	
庄原市	副市長	大原　直樹	
西日本旅客鉄道株式会社	岡山支社長	藤原　乗将	鉄道事業者
	広島支社長	広岡　研二	
公益社団法人広島県バス協会	専務理事	赤木　康秀	関係する公共交通事業者等
公益社団法人岡山県バス協会	専務理事	岡田　和史	
岡山県	土木部長	長尾　俊彦	関係する道路管理者
広島県	土木建築局長	上田　隆博	
新見市	建設部長	石倉　洋祐	
庄原市	環境建設部長	石原　博行	
岡山県警察本部	交通部長	寶満　智彦	関係する公安委員会
広島県警察本部	交通部長	大木　晋	
独立行政法人国立高等専門学校機構 呉工業高等専門学校	教授	神田　佑亮	中国運輸局長が必要と認める者
国土交通省中国地方整備局	局長	中﨑　剛	
広島市	副市長	荒神原　政司	
三次市	副市長	細美　健	

資料２

芸備線再構築協議会幹事会規約（案）

（目的）

第１条　この規約は、芸備線再構築協議会規約（以下「協議会規約」という。）第９条第２項の規定に基づき、芸備線再構築協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務所）

第２条　幹事会は、事務所を広島県広島市中区上八丁堀６番３０号広島合同庁舎４号館中国運輸局内に置く。

（協議事項）

第３条　幹事会は、協議会規約第９条第１項により議長の命を受けた事項を協議する。

２　前項の協議は、必要な調査事業及び実証事業（交通手段再構築実証事業計画に係るものを除く。）の実施内容及び費用負担に関して決定することを含むものとする。

（組織）

第４条　幹事会は別表に掲げる幹事をもって組織する。

２　幹事会は、協議会の構成員が変更された場合、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第２９条の３第５項各号に掲げる者に準ずる者として幹事とすることが妥当である者がある場合その他幹事について変更する必要がある場合は、協議の上、別表を変更するものとする。

（幹事長）

第５条　幹事会に幹事長を置く。

２　幹事長は、中国運輸局交通政策部長及び鉄道部長をもって充てる。

３　幹事長は、幹事会における議事運営その他の会務を総括する。

４　幹事長に事故があるときは、議長が幹事長の職務を代理する者を中国運輸局の職員から指名する。

（幹事会）

第６条　幹事会は、幹事長が招集する。

２　幹事会は、幹事（次項の規定により代理の者が出席する場合は、当該代理の者。同項を除き、以下同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　幹事は、代理の者を協議会に出席させることができる。
４　幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、幹事会への出席、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
５　幹事会の公開又は非公開は、幹事と協議の上、幹事長が決定する。

（議事及び協議資料）
第７条　幹事会の議事については、速やかに議事の概要を作成し、中国運輸局ホームページで公開するものとする。
２　協議資料は原則として公開する。ただし、非公開とすることが適当であると認める場合は、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（事務局）
第８条　幹事会の業務を処理するため、中国運輸局鉄道部内に事務局を置く。

（会計及び会計年度並びに財務に関する事項）
第９条　幹事会の会計及び会計年度並びに財務に関する事項については、協議会規約に準ずる。

（委任）
第１０条　この規約に定めるもののほか、幹事会の事務の運営上必要な細則は、幹事長が別に定める。

附　則
この規約は、令和６年　月　　日から施行する。

別表（第４条関係）

芸備線再構築協議会幹事会幹事名簿

所属	役職	氏名	備考
国土交通省中国運輸局	交通政策部長	阪場　進一	幹事長
	鉄道部長	秋山　敬介	幹事長
岡山県	県民生活部長	浮田　信太郎	
	土木部技術総括監	有路　稔	
広島県	地域政策局長	杉山　亮一	
	土木整備担当部長	長田　和久	
新見市	福祉部長	古家　孝之	
	建設部次長 （兼建設課長）	田邉　庄吾	
庄原市	生活福祉部長	岡本　貢	
	環境建設部建設課長	杉谷　美和紀	
西日本旅客鉄道株式会社	岡山支社副支社長	淺井　昌容	
	広島支社副支社長	奥井　明彦	
公益社団法人広島県バス協会	専務理事	赤木　康秀	
公益社団法人岡山県バス協会	専務理事	岡田　和史	
岡山県警察本部	交通規制課長	杉田　明生	
広島県警察本部	交通規制課長	菅野　貴之	
独立行政法人国立高等専門学校機構 呉工業高等専門学校	教授	神田　佑亮	
国土交通省中国地方整備局	建政部長	田宮　庸裕	
広島市	道路交通局長	戸田　祐二	
三次市	地域振興部長	矢野　美由紀	

資料３

芸備線再構築協議会財務規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は、芸備線再構築協議会規約第１４条及び芸備線再構築協議会幹事会規約第９条の規定に基づき、協議会の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第２条　協議会の予算は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金のうち地域公共交通再構築調査事業補助金（以下「国庫補助金」という。）、西日本旅客鉄道株式会社の負担金、地方公共団体の負担金、その他必要に応じた構成員の負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の運営並びに調査事業及び実証事業に係る経費をもって歳出とする。

２　議長は、毎会計年度予算を作成し、協議会に諮るものとする。

３　国庫補助金以外の各負担金の額については、運営費及び実施する事業ごとに協議会又は幹事会（以下「協議会等」という）で協議の上、合意を得て決定する。

４　地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第２９条の３第５項第４号から第６号までに掲げる構成員（同項第２号に掲げる構成員であるものを除く。）には、原則として負担金を求めないこととする。ただし、当該構成員が地方公共団体であり、調査事業又は実証事業に関連することが見込まれる場合であって、前項の規定により合意を得たときはこの限りではない。

（予算の補正）

第３条　議長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを作成し、速やかに協議会に諮るものとする。

（予算区分）

第４条　歳入予算の区分は、別表第１のとおりとする。

２　歳出予算の区分は、別表第２のとおりとする。

３　当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第１及び別表第２を変更することができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第５条　歳出予算の流用及び予備費の充用は、議長の決定によるものとする。

２　議長は、前項の規定により歳出予算の流用及び予備費の充用をしたときは、

次の協議会において報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第６条　協議会の出納は、議長が行う。

２　協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預けなければならない。

（協議会出納員）

第７条　議長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

２　協議会出納員は、議長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

（収入及び支出の手続）

第８条　協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、中国運輸局の例に準じて行うものとする。

２　協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

一　予算整理簿

二　前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

（監査）

第９条　協議会に監査委員を１名置く。

２　監査委員は、議長が指名する。

３　監査委員は、協議会の出納を監査し、その結果を議長に報告しなければならない。

（決算等）

第１０条　議長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を作成し、協議会の承認を得るものとする。

２　議長は、前項の承認を得るにあたっては、前条第３項に規定する監査委員による監査の結果を添えなければならない。

（委任）

第１１条　この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この規程は、令和〇年〇月〇〇日から施行する。

別表第１（第４条第１項関係）

款	項	目
1　国庫支出金	1　国庫補助金	1　国庫補助金
2　負担金	1　各構成員負担金	1　西日本旅客鉄道負担金
		2　岡山県負担金
		3　広島県負担金
		4　新見市負担金
		5　庄原市負担金
		6　その他構成員負担金
3　繰越金	1　繰越金	1　繰越金
4　雑収入	1　雑入	1　雑入

別表第２（第４条第２項関係）

款	項	目
1　運営費	1　会議費	1　会議費
	2　事務費	2　事務費
2　事業費	1　事業費	1　事業費
3　予備費	1　予備費	1　予備費

資料４

芸備線再構築協議会の協議体制について

令和6年3月26日

国土交通省 中国運輸局

芸備線再構築協議会における幹事会・部会の設置

国土交通省

○芸備線再構築協議会の円滑な運営を図るため、実務的・機動的な下部組織の設置が必要

○加えて、協議体制について、沿線自治体から、**広域的な見地から要請区間に資する幅広い取組を検討したい**との意見や、**自治体の意見が十分に反映される協議体制**を求める意見

○このため、協議が効率的かつ円滑に進むよう、芸備線再構築協議会に**幹事会・部会を設置**

芸備線再構築協議会の協議体制

○再構築協議会
- 最終意思決定機関として、幹事会でとりまとめた再構築方針を決定 等

○再構築協議会幹事会
- 再構築方針案の作成
- 調査・実証事業の実施
- 各部会間の連絡・調整（各部会で再構築方針案を作成した場合は、広域的な観点からのとりまとめ）

○部会（今後必要に応じて特定区間を含む区間ごとに設置）
- 再構築方針案の作成（部会の対象区間）
- 調査・実証事業の実施

※実施する調査・実証事業は、**特定区間を含むものや、特定区間と明確に関連するもの**である必要

芸備線再構築協議会の協議体制

国土交通省

芸備線再構築協議会

特定区間：備中神代駅～備後庄原駅　**対象区間**：備中神代駅～広島駅
自治体構成員：岡山県、新見市、広島県、庄原市、三次市、広島市

芸備線再構築協議会幹事会

再構築方針案の作成
調査・実証事業の実施
各部会間の連絡・調整

部会

区間：○○○ ～ ○○○

部会

区間：○○○ ～ ○○○

芸備線再構築協議会の下に幹事会を設置。今後必要に応じて部会を設置。

資料５

芸備線再構築協議会の設置について

令和6年3月26日

国土交通省 中国運輸局

芸備線再構築協議会の設置に係る経緯

令和５年

10月　3日　JR西日本が、地域交通法に基づき、備中神代駅～備後庄原駅間における再構築協議会の設置を要請

10月13日　要請区間をその区域に含む自治体である岡山県・広島県・新見市・庄原市に対し、再構築協議会の設置に関する意見聴取を実施

11月27日　一度の期限延長を経て、意見聴取を実施した２県２市が、それぞれ意見を提出（国が再構築協議会を設置する場合には参加するとの２県２市の意見）

11月30日　広島県からの「庄原市以外の全沿線市とも芸備線の広域的な取組について議論したい」との意見を受け、三次市・安芸高田市・広島市に対し、再構築協議会への参加意向に関する意見聴取を実施

12月11日　安芸高田市が意見を提出
12月15日　三次市・広島市が意見を提出

令和６年

1月12日　中国運輸局は、要請区間を特定区間とする芸備線再構築協議会の設置を決定

2月　2日　第１回芸備線再構築協議会を3月26日に開催することを発表

3月26日　第１回芸備線再構築協議会開催

意見聴取手続における沿線自治体からの意見

岡山県・新見市

・岡山県域については、新見市地域公共交通会議において協議を行うことを希望する。ただし、**再構築協議会が設置された場合は、再構築協議会での協議に参加する**。
・新見市全体への影響も考慮する必要があり、公共交通全体の維持・活性化について幅広く議論する場である新見市公共交通会議において、国の関与を受けながら協議を行うことが望ましい。
・**再構築協議会が設置された場合は、岡山県及び新見市の意見が十分に反映される協議体制とするとともに、運営にあたっても、協議内容が市全体へ与える影響について配慮するようお願いしたい**。

広島県

・**再構築協議会での協議に参加する**。
・**広域的な観点から、芸備線と沿線地域の活性化を含めた幅広い議論がされるべき**であり、庄原市以外の全沿線市とも芸備線の広域的な取組について議論したい。
・JR各社の基幹的線区以外の線区を含めた、全国ネットワークのあり方について議論し、方向性を示していただきたい。

庄原市

・**要請があれば、再構築協議会での協議に参加する**。
・ローカル鉄道に関する議論は、一部区間でなく、**広域移動のほか、沿線地域のまちづくりや観光を含めた地域活性化など、様々な観点からネットワーク全体で議論が行われる枠組みが望ましい**。
・内部補助により採算が確保できるよう制度設計された国鉄改革の経緯や、路線の適切な維持を求めた大臣指針を踏まえ、まずは、国において、鉄道の広域ネットワークの方向性をはじめ、内部補助や鉄道の特性の考え方を示していただきたい。

三次市

・**再構築協議会の構成員として参加する**。
・再構築協議会において実施が見込まれる芸備線全線の調査・実証事業については、この取組が芸備線の利用促進につながると判断し、構成員として協議に加わることが有益であると判断した。また、要請区間である備後庄原駅から備中神代駅間の持続可能な交通体系の議論を進めるにあたり、**広島県が提唱する芸備線全線を対象とした広域的な観点からの幅広い議論の必要性に賛同し、参加を決定した**。公共交通を今後も維持していくためには、公共交通のあり方について、交通事業者、関係自治体などの関係者が、地域が抱えている課題を解決していくための取組として、議論していくことが重要であると考えているため。

安芸高田市

・本市がJRから要請のあった区間に該当しないため、再構築協議会の組織には参加しない。

広島市

・**再構築協議会に参加する**。
・公共交通を今後も維持していくためには、公共交通のあり方について、交通事業者、関係自治体などの関係者が、地域が抱えている課題を解決していくための取組として、議論していくことが重要であると考えているため。

再構築協議会の設置に係る要請区間の要件該当性判断

＜要請区間（備中神代駅～備後庄原駅）の要件該当性判断＞

再構築協議会設置の要請があった場合、地域交通法に基づく要件に該当すると認めるときは、国は、要請区間を特定区間とする再構築協議会を設置

①大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの提供が困難な状況

・基本方針は「旅客輸送密度4,000人未満の区間であるか否かが目安」とされており、**当該要請区間の旅客輸送密度は48人**

②交通手段再構築を実施するために関係者相互間の連携と協働の促進が特に必要

・基本方針において「旅客輸送密度1,000人未満の区間を中心に、早急な改善が求められる」とされており、**当該区間の旅客輸送密度は48人**

・要請区間で交通手段再構築が協議されたことはなく、また、県域を超える広域的な視点から議論を求める意見や国が再構築協議会を設置する場合は参加するとの意見があり、**国が広域的な見地から地域の関係者の連携と協働を促進する必要**

いずれの要件にも該当することから、**当該区間を特定区間とする再構築協議会を設置**

◯地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）抄

第二十九条の三　略

２　略

３　第一項の規定による要請を受けた国土交通大臣は、当該要請に係る区間が、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「特定区間」という。）であると認めるときは、再構築協議会を組織するものとする。

一　大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にあること。

二　当該区間に係る交通手段再構築（前項に規定する交通手段再構築をいう。以下同じ。）を実施するためには関係者相互間の連携と協働の促進が特に必要であること。

４～11　略

芸備線再構築協議会の対象区間

○再構築協議会は、特定区間の交通手段再構築（鉄道再構築・バス等転換）を協議する場であり、**交通手段再構築は、特定区間においてのみ適用**

○一方で、意見聴取手続を経て、特定区間に特定区間以外の区間を加えて議論することがより望ましい場合には、**これらの区間を対象とした議論を再構築協議会で実施することが可能**

※意見聴取手続において、広島県・庄原市から、芸備線全線での議論を行うことにより、**広域的な見地から要請区間に資する幅広い取組を検討したい**との意見

○このため、芸備線再構築協議会においては、特定区間にとどまらず、**広域的な見地から、特定区間に備後庄原駅から広島駅までの区間を加えた全線を対象とした議論を実施**

※ただし、特定区間以外の区間を含む広域的な議論を行う場合においても、**特定区間を中心とした議論を行うよう留意**する必要

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）抄

第二十九条の三　略

２　前項の「交通手段再構築」とは、旅客鉄道事業により現に提供されている地域旅客運送サービスの提供方法の改善を図るために公共交通事業者等が講ずる次の各号のいずれかに該当する措置（これと併せて一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送による運送を実施する場合にあっては、当該運送の実施を含む。）及び地方公共団体その他の者が当該措置に対して行う支援をいう。

一　旅客鉄道事業による輸送を維持するとともに、停車場の改良、運行計画の変更その他の措置により利用者の利便を確保すること（次号に該当するものを除く。）。

二　旅客鉄道事業の全部又は一部を一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送に転換し、停留所の新設、運行回数の増加その他の措置により利用者の利便を確保すること。

３～11　略

資料６

ご説明資料

１．芸備線（備中神代～備後庄原）の概況

２．沿線地域の状況

３．これまでの利用促進と実績

４．再構築協議会での議論にあたって

５．関連資料

2024年3月26日

西日本旅客鉄道株式会社

1.芸備線（備中神代～備後庄原）の概況

ご利用は人口の減少率（▲33%）を上回るペースで、大きく減少（▲88%）。
特定区間の平均通過人員は48人/日であり、大量輸送という観点で鉄道の特性を発揮できていない。

○駅別乗車人員（2019年度、人/日）

出典：国土地理院地図

○平均通過人員（人/日）と沿線人口推移

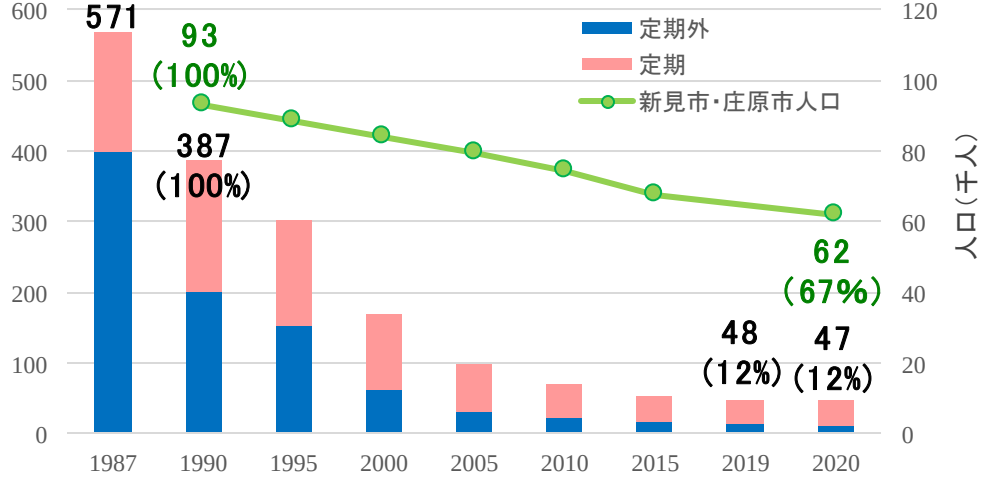

○区間別平均通過人員（2019年度、人/日）

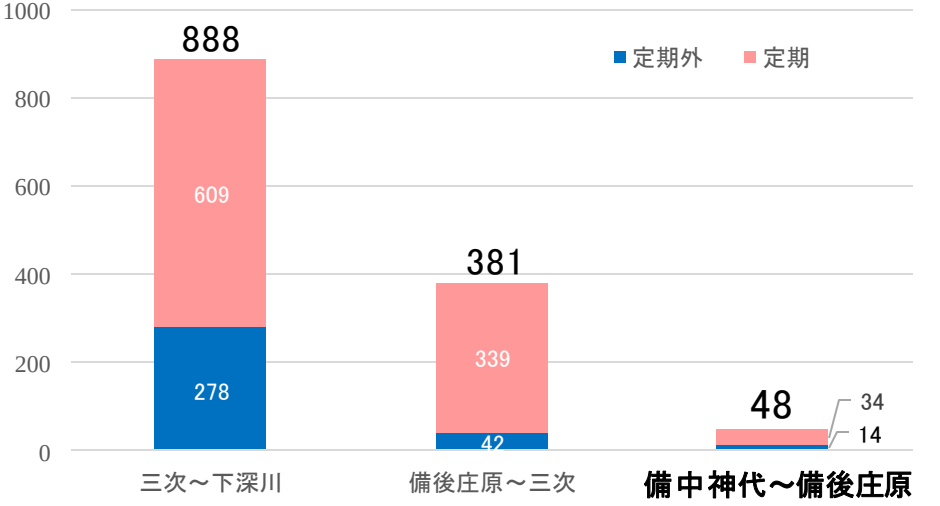

約35年の間に輸送需要の動向は大きく変化しており、ご利用の減少に応じて列車設定の見直しを行ってきた。

○平均通過人員（備中神代～備後庄原）と輸送力の推移 【関連資料2】

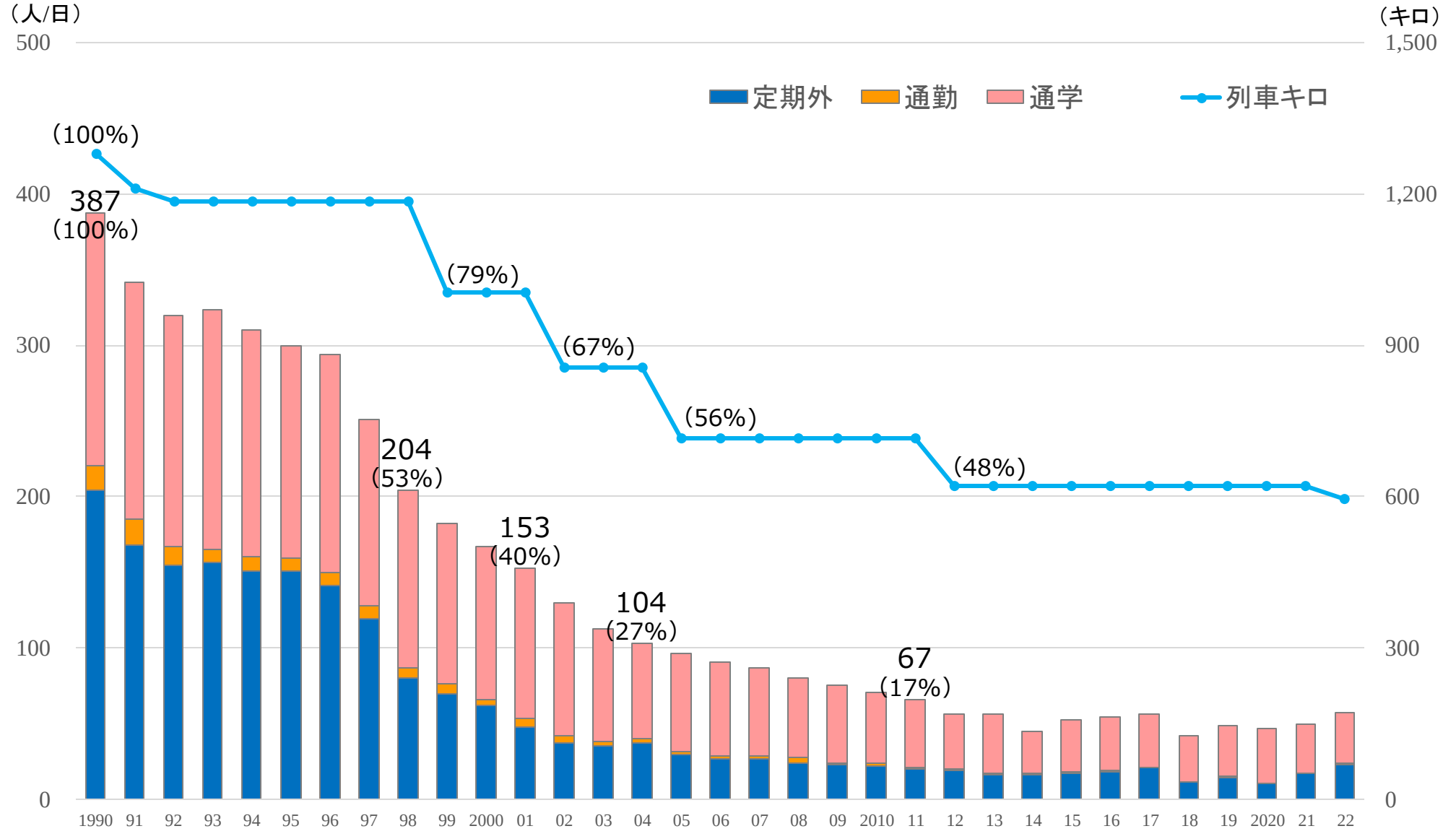

※列車キロは各年のダイヤ改正時点の平日ダイヤ基準で算出。急行列車含む。臨時列車は除く。

備後庄原駅を境にご利用に大きな段差がある。備後庄原駅を跨る移動は56人/日と少ない。
特定区間利用者の約70%を通学定期利用者が占める。

○駅間輸送人員と区間別平均通過人員（2019年度）

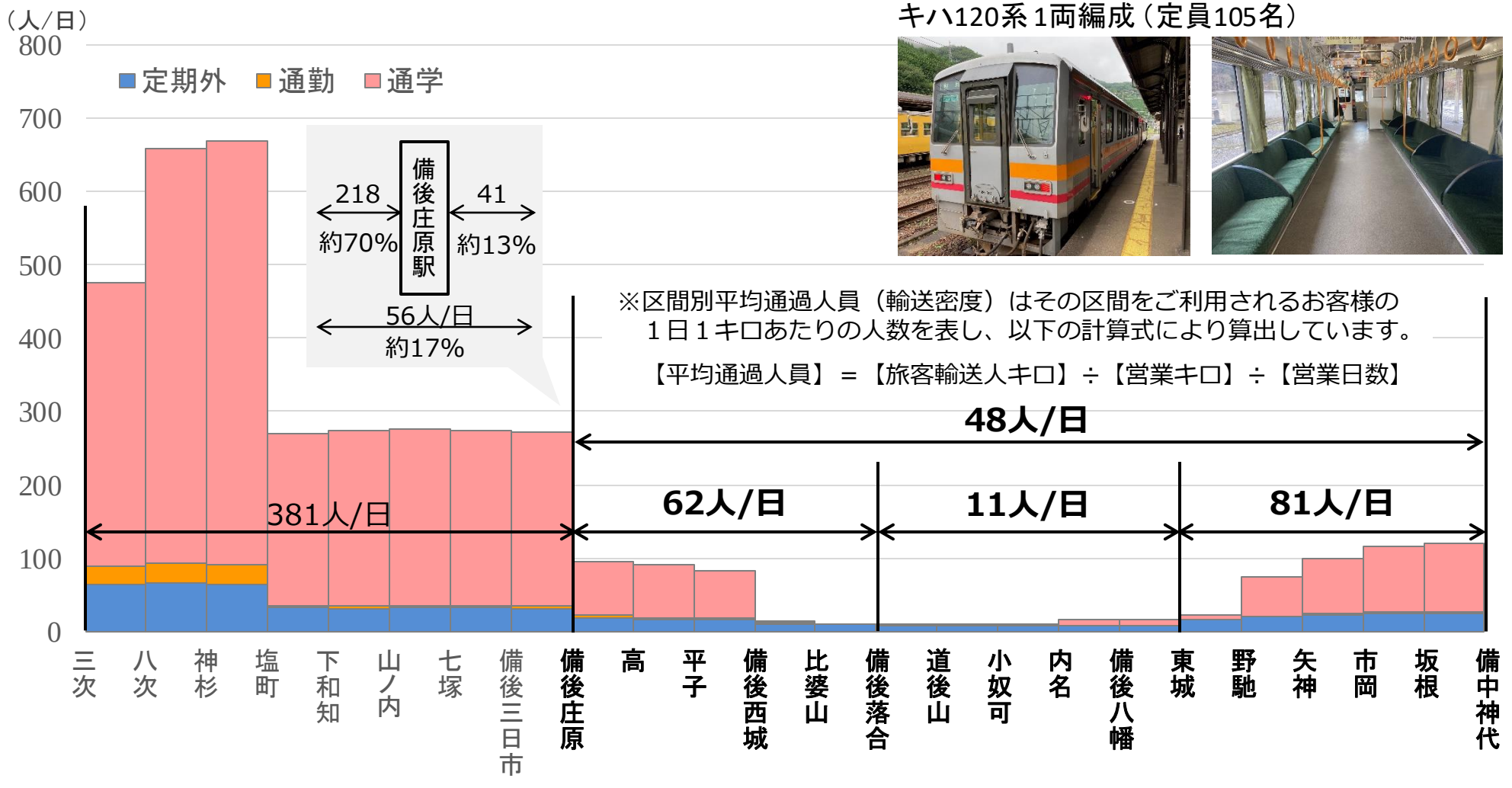

※区間別平均通過人員（輸送密度）はその区間をご利用されるお客様の１日１キロあたりの人数を表し、以下の計算式により算出しています。

【平均通過人員】＝【旅客輸送人キロ】÷【営業キロ】÷【営業日数】

○運行車両

キハ120系 1両編成（定員105名）

○列車本数（2023年10月）

（平日）	上下各7本	上り4本・下り5本	上下各3本	上下各6本
（休日）	上下各5本	上り4本・下り5本	上下各3本	上下各5本

列車ごとの利用者数は、乗り込み調査によると0～45人であった。

○列車ダイヤ（2023.3改正）と列車別利用者数

・調　査　日：2018年4月14日(土)、16日(月)、18日(水)、20日(金)、22日(日)
・調 査 方 法：当社による乗り込み調査　　・列車別利用者数：平日平均（休日平均）

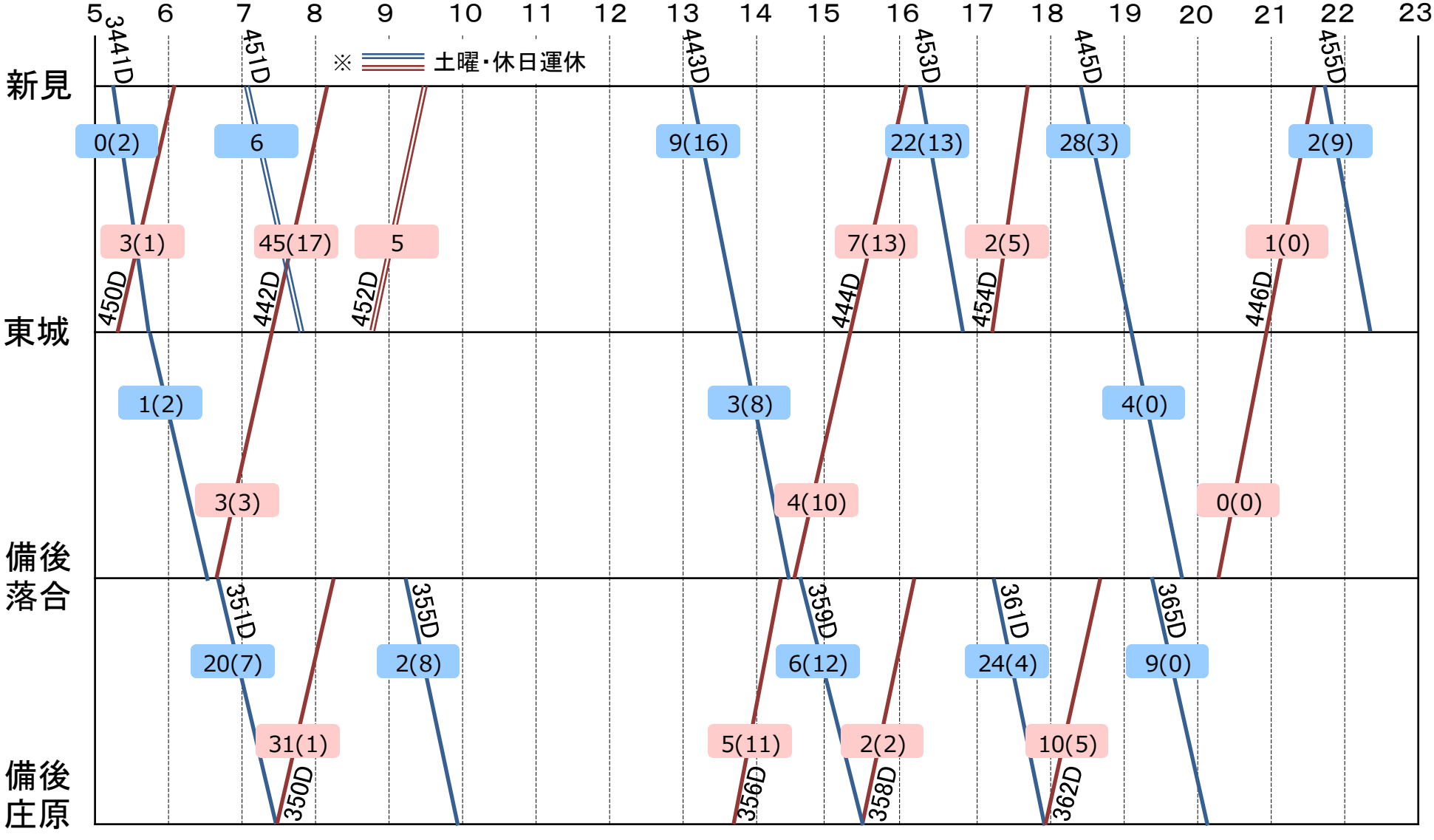

線路・電路等の維持修繕に係る固定的な経費が必要なため、収入の少ない特定区間の収支率は1.7%と低水準

○区間別の費用構造（2017～2019平均） 【関連資料3】

（単位：億円）

区間	備後庄原～備中神代	備後庄原～備後落合	備後落合～東城	東城～備中神代
営業キロ	68.5	23.9	25.8	18.8
輸送密度（2019年度）	48	62	11	81
収支率	**1.7%**	**2.4%**	**0.4%**	**2.4%**
営業収益（運輸収入）	0.1	0.1	0.01	0.1
営業費用	7.3	2.7	2.6	2.1
線路保存費	3.5	1.0	1.5	1.1
電路保存費	1.2	0.5	0.4	0.3
車両保存費	0.4	0.1	0.1	0.1
運転費	0.9	0.4	0.2	0.3
運輸費	0.2	0.2	0.01	0.01
固定資産税	0.2	0.1	0.1	0.1
減価償却費	1.0	0.4	0.3	0.3
営業損益（管理費除く）	▲ 7.2	▲ 2.6	▲ 2.6	▲ 2.0
間接経費	0.9	0.5	0.2	0.2
保守管理費	0.3	0.1	0.1	0.1
輸送管理費	0.5	0.4	0.05	0.1
営業費用（管理費含む）	8.2	3.2	2.8	2.3
営業損益（管理費含む）	▲ 8.1	▲ 3.1	▲ 2.8	▲ 2.2
列車運行経費	1.6	1.0	0.3	0.4
鉄道施設経費（施設・電気・車両）	6.6	2.2	2.5	1.9

※区間別及び項目別の数値については、一定の前提を置いて按分し算出しています。
※間接経費（保守管理費・輸送管理費）には、本社に関する費用は含んでいません。
※四捨五入の関係で、表上の個別の数値の計算結果と一致しない場合があります。

新見市・庄原市の人口は1990年→2020年の30年間で33%減少。
全国や岡山県・広島県と比較して減少ペースが早く、1990年→2040年では50%以上減少と推計されている。

○人口推移と将来推計

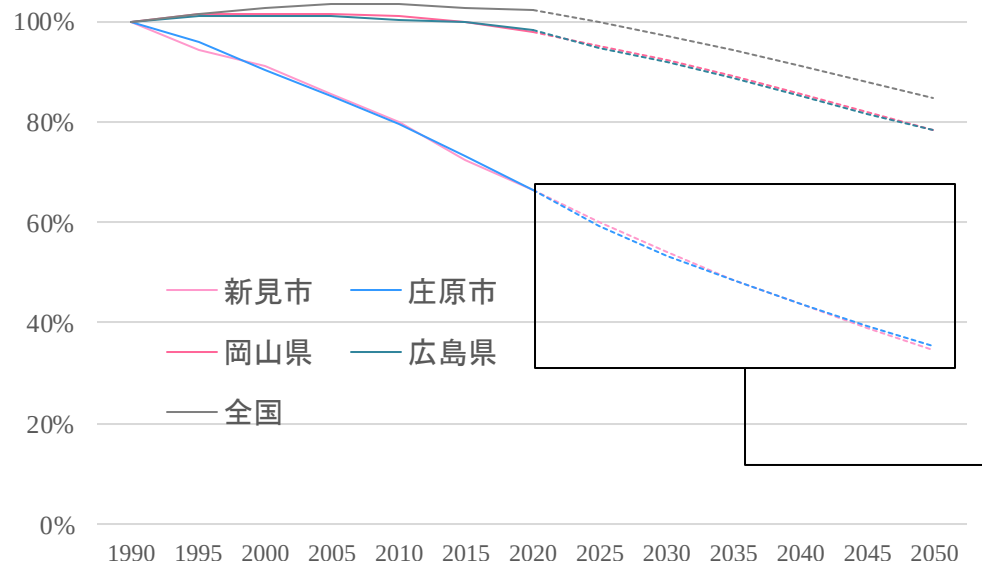

○人口分布 【関連資料4】

1kmメッシュ人口

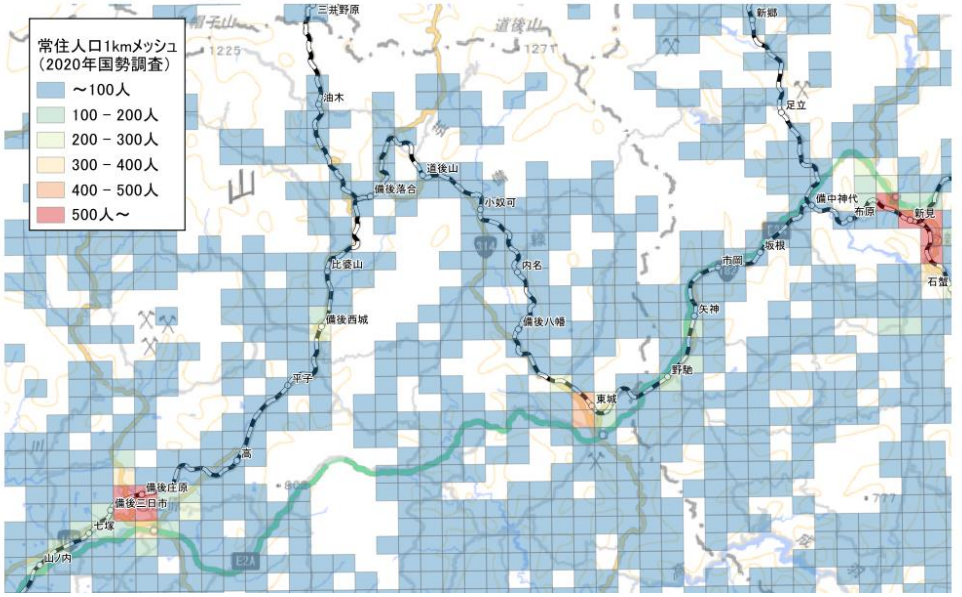

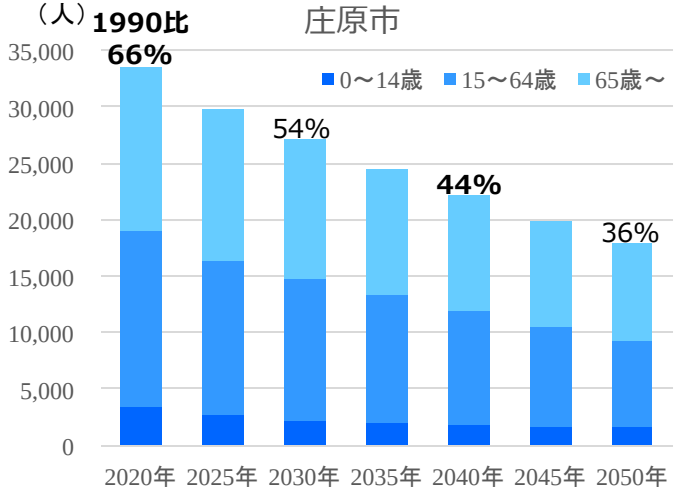

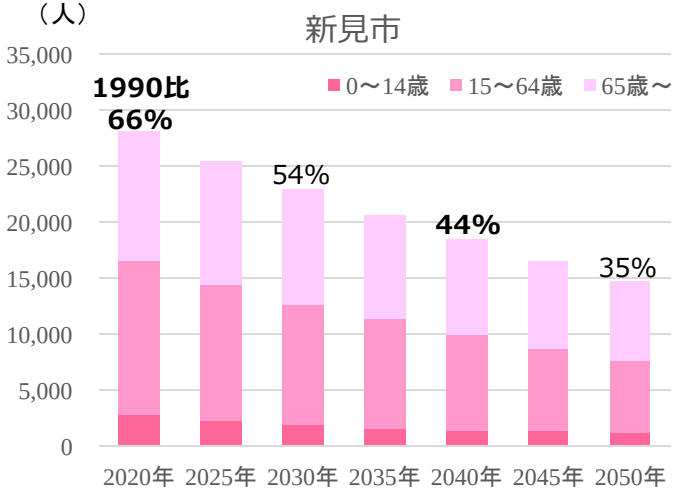

出典①:国勢調査・地理院地図
出典②:国立社会保障・人口問題研究所
「地域別将来推計人口(2023年推計)」

中国地方の高規格道路の延長は約3倍にまで整備が進んでおり、取り巻く環境は大きく変化している。
備中神代～備後庄原の間は、全区間通して鉄道沿線に国道が並行している。

○周辺道路状況

・中国地方の高規格幹線道路延長 1987年：約500km⇒2023年：約1,600km （出典：中国地方整備局HP、他）

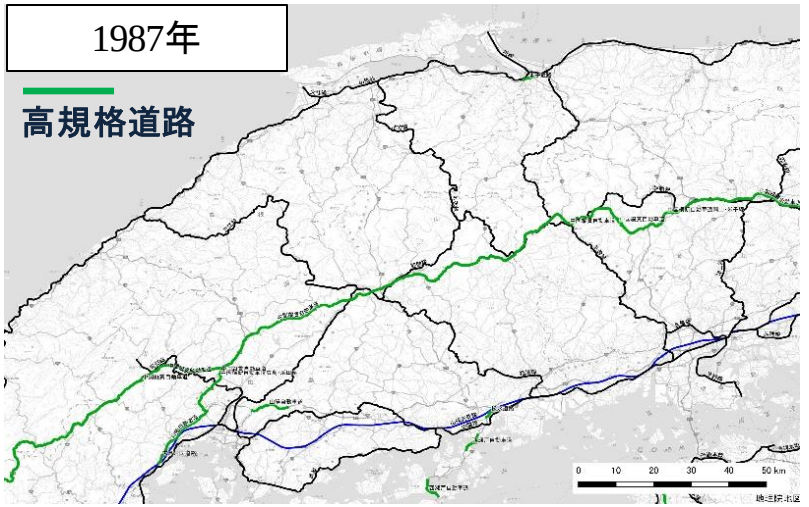

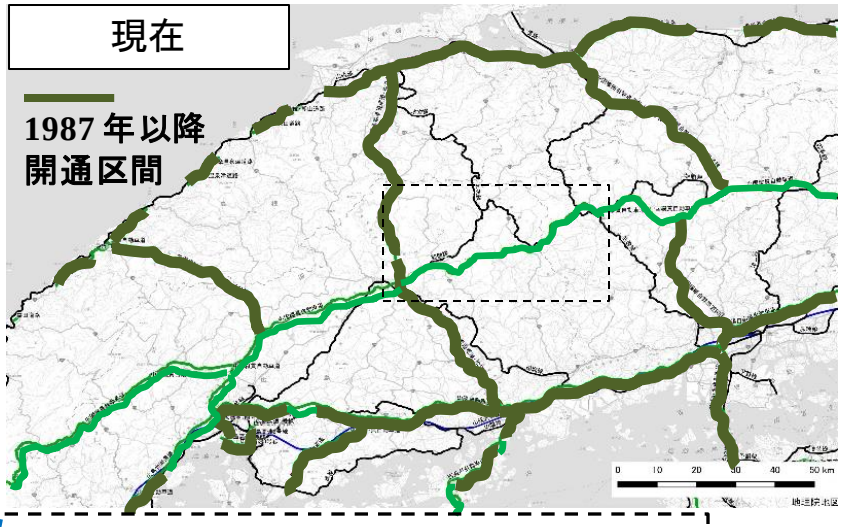

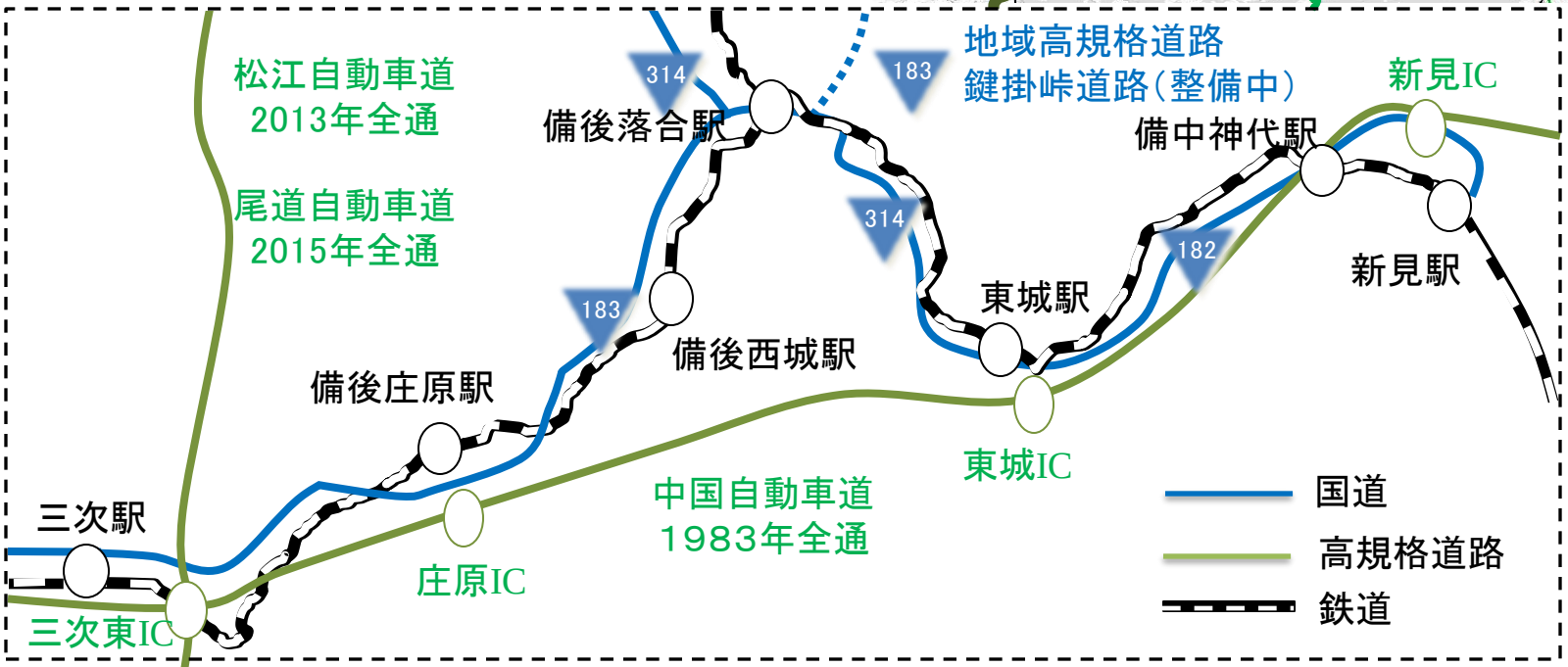

・沿線にお住まいの方の移動は、**地域内移動が70%**で、その移動は概ね30分以内の**コンパクトな移動**
・**駅2km圏を中心とした住民の79%が自家用車を利用**

○芸備線沿線居住者の移動特性　【関連資料5】

「普段の外出と公共交通に関するアンケート調査」（2020年度）

新見市・庄原市にご協力いただき、沿線にお住いの方々にアンケート調査を実施
※両市における鉄道に接続するバス路線を含むエリア2,891世帯に調査票を配布（1世帯あたり2部配布）

■移動特性　有効回答 n＝2,326

※外出頻度が月1回以上の回答を対象

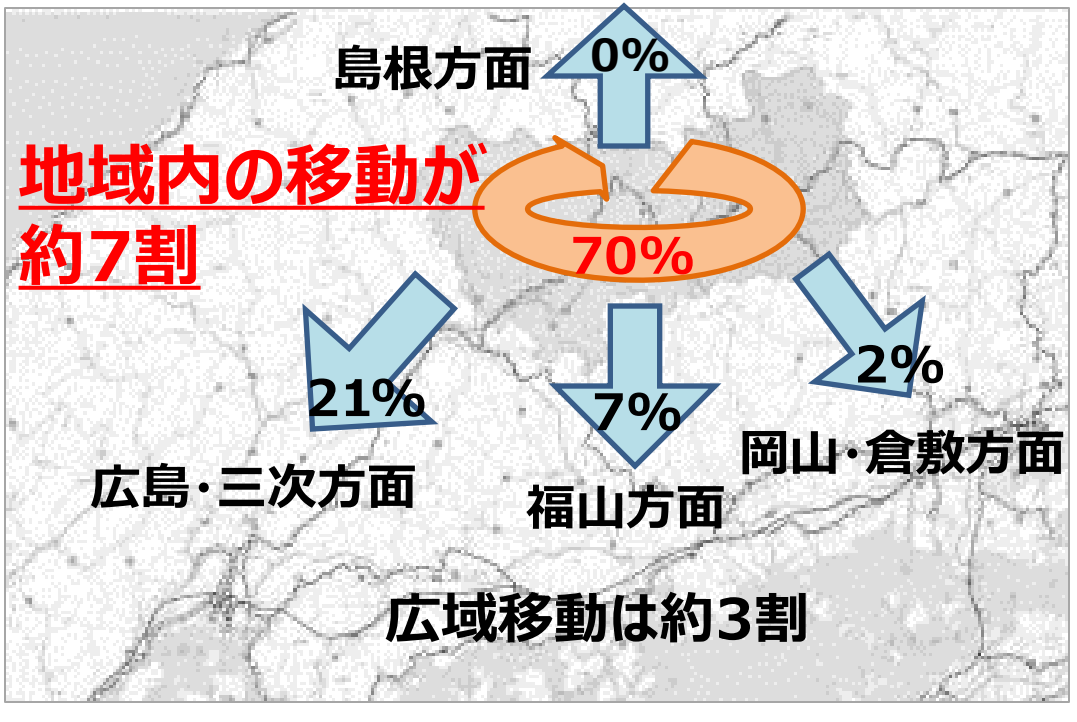

■交通分担率　有効回答 n＝2,748

※外出頻度が月1回以上の回答を対象

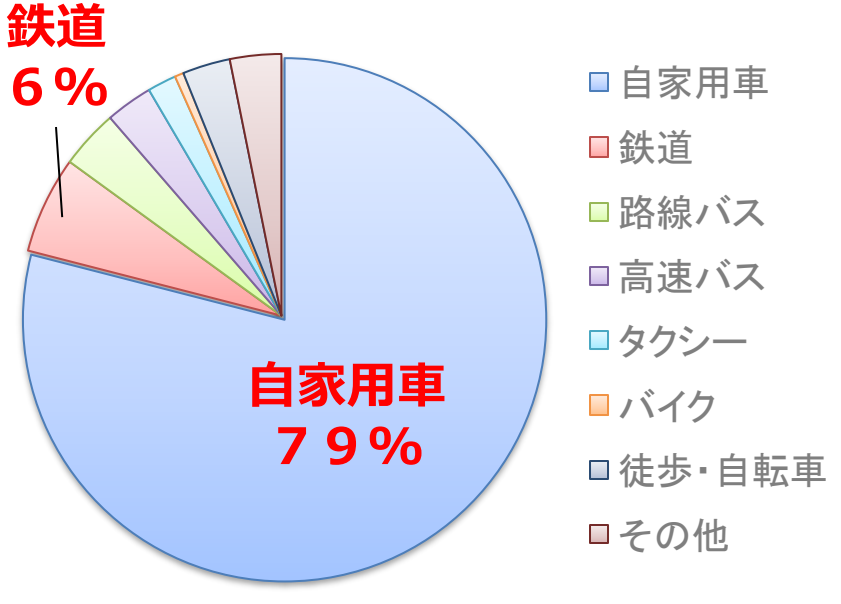

庄原市の主な観光地の来訪者は91%が車利用。鉄道利用は1%未満。
特定区間沿線にいくつかある観光施設は駅から離れたところにある。

○芸備線沿線の主な観光地

○庄原市の主な観光地への交通分担率

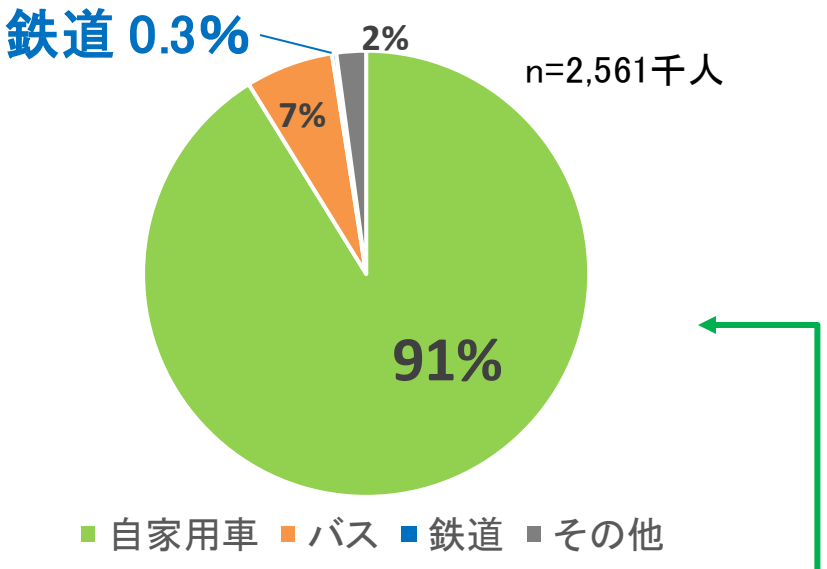

○庄原市の主な観光地の年間ご利用者数　出典：平成31（令和元・2019）年 広島県観光客数の動向

主な観光地（★）	最寄駅（　）駅からの距離	観光客数（千人/年）	交通機関別（千人/年）			
			鉄道	バス	自家用車	その他
庄原市全体		**2,561**	**8**	**163**	**2,335**	**55**
国営備北丘陵公園	七塚駅（約2km）	524	1	10	512	1
道後山	道後山駅	35	0	3	32	0
比婆山	比婆山駅	34	1	2	31	0
遊・YOU・さろん	東城駅（約1.5km）	83	0	2	78	2

県境の野馳～東城駅間以外の区間は、芸備線と並行するバス路線などの公共交通機関がある。
新見市では2021年からエリア別の予約型乗合タクシーの運行を開始。

○沿線の交通

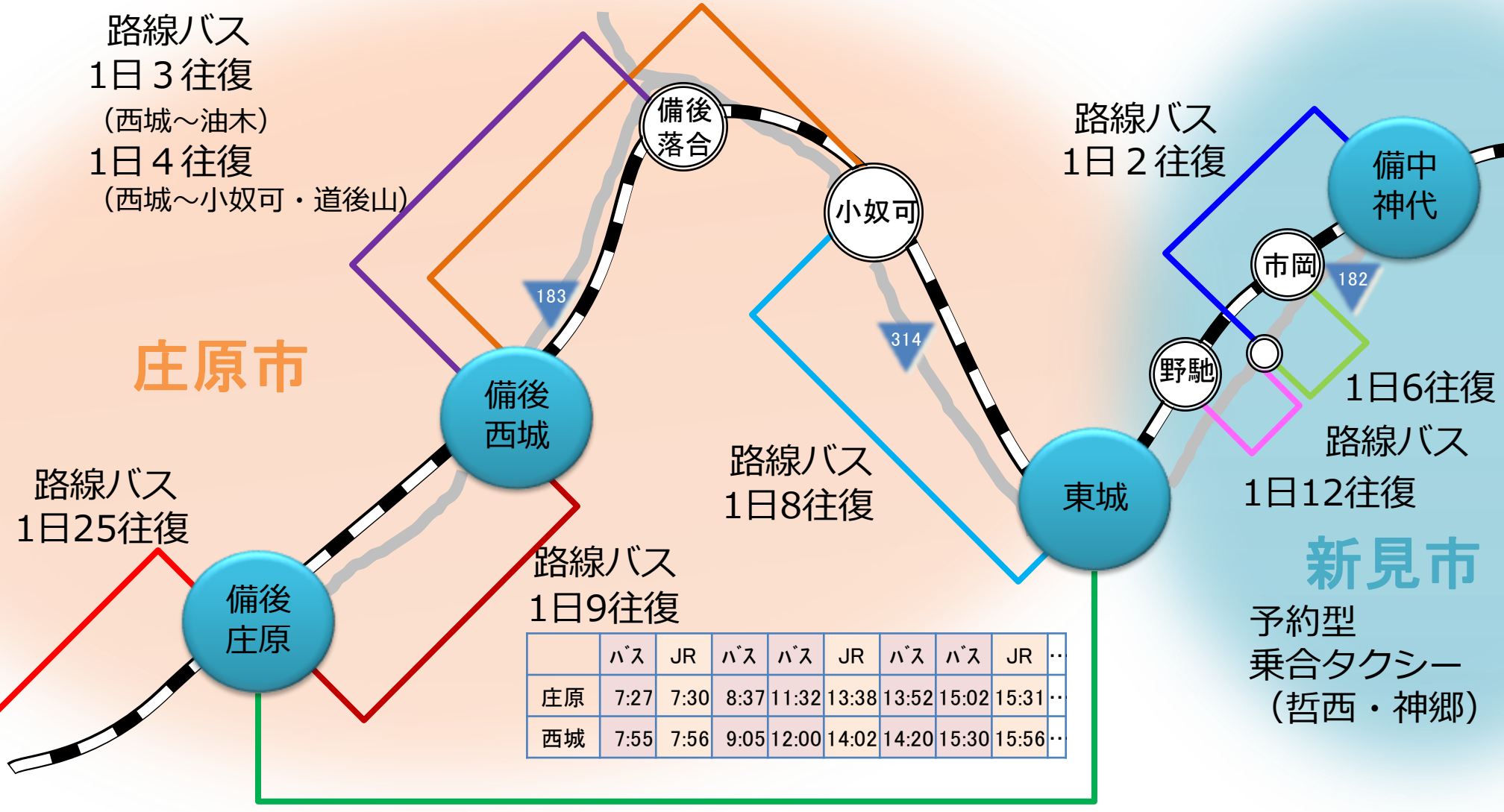

	ﾊﾞｽ	JR	ﾊﾞｽ	ﾊﾞｽ	JR	ﾊﾞｽ	ﾊﾞｽ	JR	…
庄原	7:27	7:30	8:37	11:32	13:38	13:52	15:02	15:31	…
西城	7:55	7:56	9:05	12:00	14:02	14:20	15:30	15:56	…

【関連資料8】

出典：備北交通HP、西城交通HP、備北バスHP
平日の運行本数

○これまでの取り組み（2019年～2021年春） 【関連資料6～10】

1987年 4月 ・ＪＲ西日本発足、国鉄から路線継承
1991年 4月 ・備中鉄道部、三次鉄道部発足
⇒地域単位で効率的・機動的な運営体制を構築
2018年 7月 ・平成30年7月豪雨により芸備線全線に亘り被災
2019年10月 ・**芸備線全線運転再開**
・快速「庄原ライナー」運行、観光列車「〇〇のはなし」運行
庄原DMOと連携した旅行商品造成、庄原MaaSサービス開始

2020年 4月 ・列車増便（新見～備後落合）〔4～7月〕
・路線バス増便（新見市）
⇒通院や買い物ニーズを捉えた利用促進

7月 ・備北交通「ちょこっとパス＋」
・**沿線にお住いの方に移動実態や利用ニーズを伺う、「普段の外出と公共交通に関するアンケート調査」実施**

10月 ・備後庄原駅改装
11月 ・列車増便（新見～備後落合）〔11月〕
⇒通院や買い物ニーズを捉えた利用促進
・快速「庄原ライナー」運行

2021年 4月 ・備北交通「ちょこっとパス」
・ＪＲ「ひろしま１デイきっぷ」
・ＪＲ「setowa広島ワイドパス」「setowa岡山ワイドパス」

6月 ・**芸備線沿線の地域公共交通計画に関する申入れ**

8月 ・**「芸備線 庄原市・新見市エリアの利用促進等に関する検討会議」開始（計６回）**

■「庄原ライナー」「庄原DMO旅行商品」

■列車増便実験

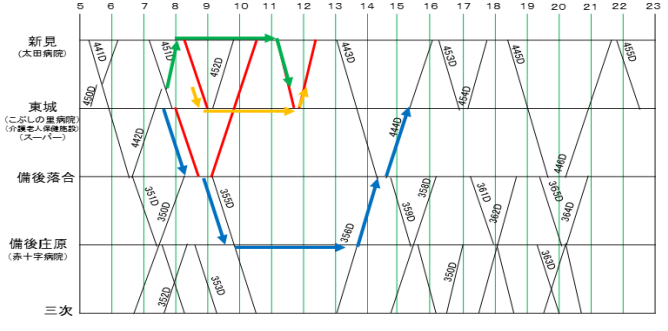

■「ちょこっとパス＋」「ちょこっとパス」

○これまでの取り組み（2021年秋～現在） 【関連資料6～10】

2021年10月
- 列車増便（新見～三次）〔10～12月土休日〕
- 路線バス増便・時刻変更（新見市・庄原市）
  ⇒地域外からの新たな誘客を捉えた利用促進
- 快速「庄原ライナー」運行

11月
- 予約型乗合タクシー運行（新見市哲西地域）
- 「setowa広島備北パス」

2022年 1月
- 高校生通学モニター（庄原市）

5月
- **当社から「交通体系の議論」を要請**

7月
- 「バス&レールどっちも乗り放題パス」（庄原～東城）

10月
- 予約型乗合タクシー運行（新見市神郷地域）
- 庄原市街循環バスダイヤ変更
- 快速「庄原ライナー」運行、
- 帝釈峡シャトルバス運行・高速バス「帝釈ライナー」運行

11月
- イベント開催に合わせた臨時列車設定（新見～備後落合）

2023年 2月
- **ＪＲ芸備線の状況等に関するヒアリング（全３回）**

7月
- 「バス&レールどっちも乗り放題パス」（三次～東城）
- 快速「庄原ライナー」運行

10月
- **改正地域交通法施行、芸備線再構築協議会の組織を要請**
- 「バス＆レールコンビパス」（庄原～広島）

※その他、各種イベントやご利用啓発活動を多数展開

これまで地域の皆様と共に様々な利用促進の取り組みを進めてきた。芸備線の利用促進等検討会議を開始して以降も取り組みを加速し、あらゆる取り組みを重ねて頂いているところだが、鉄道利用という点では効果は限定的である。

■予約型乗合タクシー運行（新見市）

■バスと連携した乗車券類（庄原市）

■ 最近の輸送密度の推移

（備中神代～備後庄原）

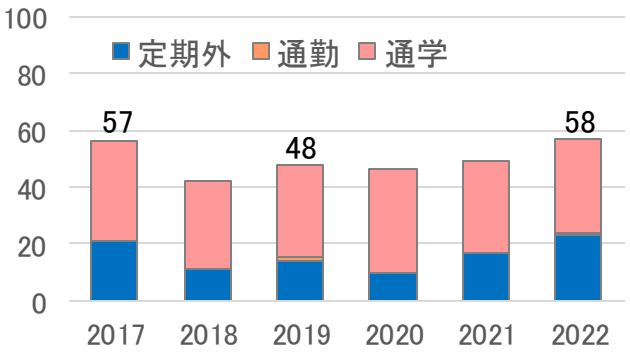

・ご利用状況、今後見込まれている人口減少などの環境変化、地域の移動ニーズ・特性、皆様とこれまで積み重ねてきた利用促進の取り組みとその結果、これらを踏まえ、地域のまちづくりに合わせた、今よりも便利で、持続可能性の高い交通体系の実現に向けた議論をお願いいたします。

・再構築協議会の議論にあたっては、地域交通法およびその基本方針に則って、廃止ありき、存続ありきという前提を置かず、具体的なファクトとデータに基づく議論をお願いいたします。

・基本方針にある通り、再構築協議会は特定区間の再構築方針策定に向け「①地域のまちづくりや観光振興等の取組に不可欠なものとしての鉄道輸送を維持したうえで、利用者利便を確保する措置」「②輸送需要の実態に合わせて、鉄道の全部又は一部を他の交通モードに最適化し、利用者利便を確保する措置」のいずれかによって交通手段再構築を行うのかを議論検討する場と認識していますが、いずれの場合も「ご利用者の利便」を如何に確保するかの議論が必要と認識しています。

・当社はいずれの場合においてもこの地域で公共交通を担ってきた事業者として、費用負担の問題も含めて、一定の役割を果たしていく事は大切な事と認識しています。また、地域交通の分野に留まらず、引き続き持続可能な地域社会の実現に向けて、地域の活性化に貢献してまいりたいと考えています。

・この議論は地域の関係者相互間の連携と協働が不可欠であり、ご利用者の視点に立ち、共に交通手段を創っていくという「共創」の観点で議論をお願いいたします。

地域課題の解決に地域の皆様と取り組み、地域共生企業を目指すＪＲ西日本グループとして、持続可能な地域社会の実現や地域の活性化に引き続き貢献していきます。

1．今よりもご利用しやすい、持続可能な地域旅客運送サービスの実現に貢献

・鉄道の上下分離等を含めた地域旅客運送サービスの確保に向けて対話を進めていきます。
・自動運転隊列走行BRT、デマンド交通予約配車システムや簡易車載ICOCAなど、ソリューションの開発に取り組んでいます。

3．関係・交流人口が拡大する、地域間のつながりづくり

・MaaS連携によるシームレスな拠点間輸送、各種観光振興、Ｅコマース等による地域商品の発信、多拠点居住サービスなど、リアル・デジタル両面から関係・交流人口の拡大に取り組んでいます。

2．地域内の豊かな暮らしをサポートする、生活サービスの実現

・ICOCAと連携した地域ポイントの展開など、地域内消費活性化に取り組んでいます。

【目 次】

関連資料１．芸備線位置図

関連資料２．区間別の平均通過人員と輸送力の推移

関連資料３．芸備線の費用構造（2017～2019平均）

関連資料４．駅2km圏人口

関連資料５．新見市・庄原市の交通分担率（平成２年・令和２年比較）

関連資料６．沿線にお住いの方々へのアンケート調査

関連資料７．列車増便

関連資料８．他の交通モードと連携した取り組み

関連資料９．備後庄原～広島のご利用状況

関連資料10．ＪＲ芸備線の状況等に関するヒアリング

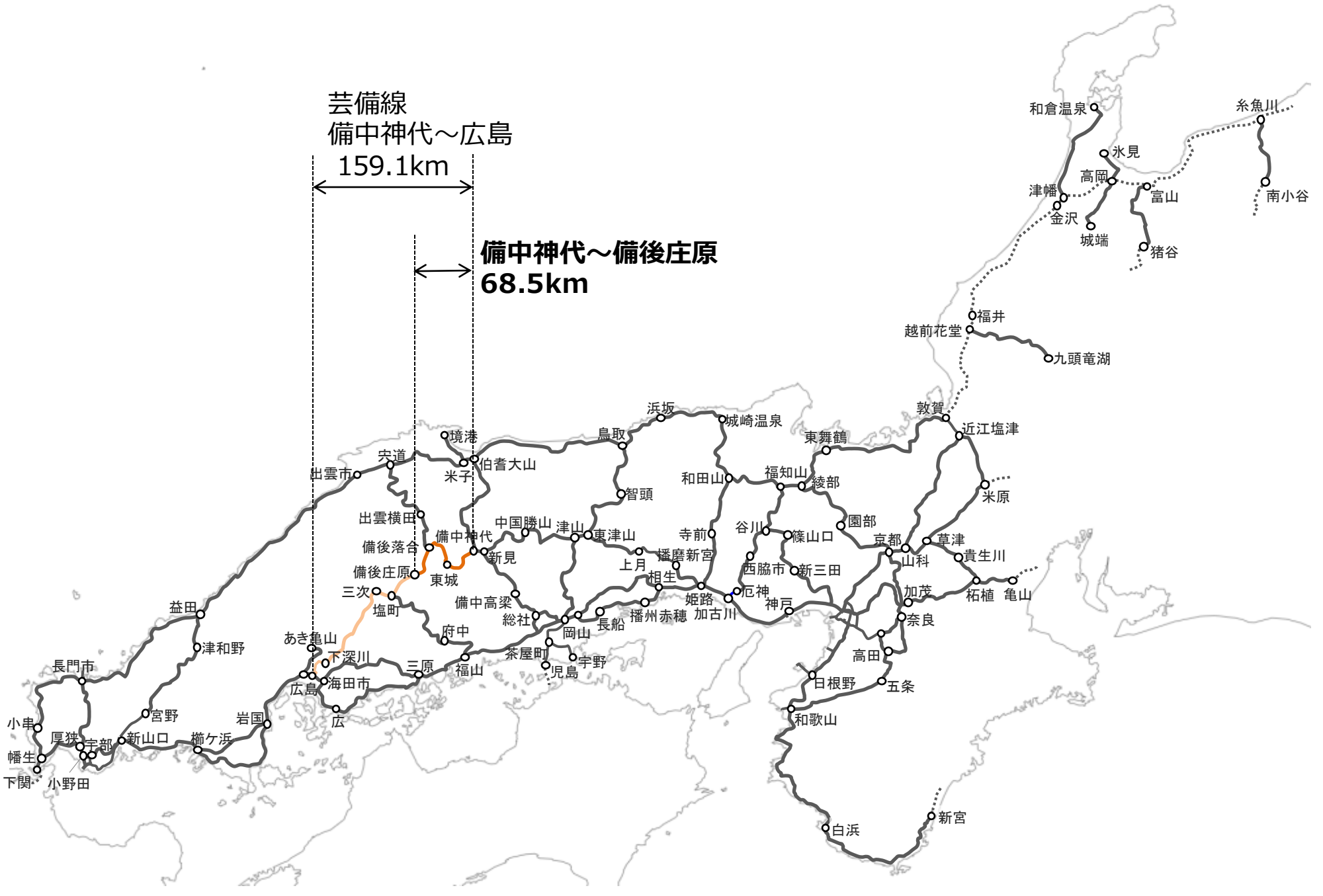
芸備線
備中神代～広島
159.1km
備中神代～備後庄原
68.5km
和倉温泉
糸魚川
氷見
高岡
津幡
富山
南小谷
金沢
城端
猪谷
福井
越前花堂
九頭竜湖
敦賀
近江塩津
浜坂
城崎温泉
東舞鶴
境港
鳥取
宍道
伯耆大山
米子
出雲市
和田山
福知山
綾部
米原
智頭
出雲横田
中国勝山
津山
東津山
寺前
谷川
篠山口
園部
京都
草津
備後落合
備中神代
新見
播磨新宮
山科
貴生川
備後庄原
東城
上月
相生
西脇市
新三田
三次
姫路
加古川
播州赤穂
神戸
加茂
柘植
亀山
塩町
備中高梁
総社
長船
岡山
奈良
益田
津和野
府中
あき亀山
下深川
茶屋町
宇野
高田
長門市
三原
福山
児島
広島
海田市
日根野
五条
宮野
岩国
広
小串
厚狭
宇部
新山口
櫛ケ浜
和歌山
幡生
下関
小野田
白浜
新宮

○平均通過人員（備中神代～東城）と輸送力の推移

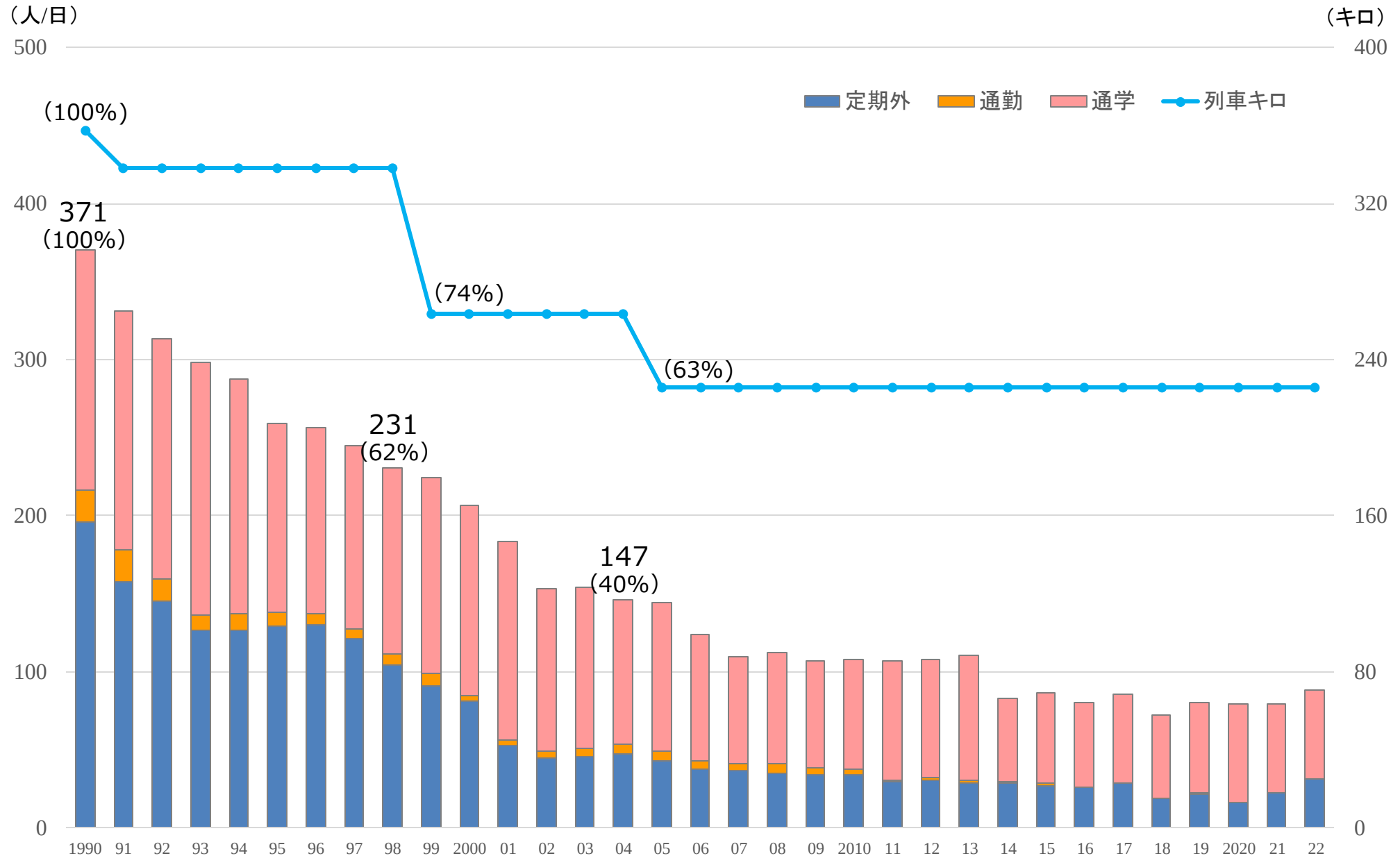

※列車キロは各年のダイヤ改正時点の平日ダイヤ基準で算出。急行列車含む。臨時列車は除く。

○平均通過人員（東城～備後落合）と輸送力の推移

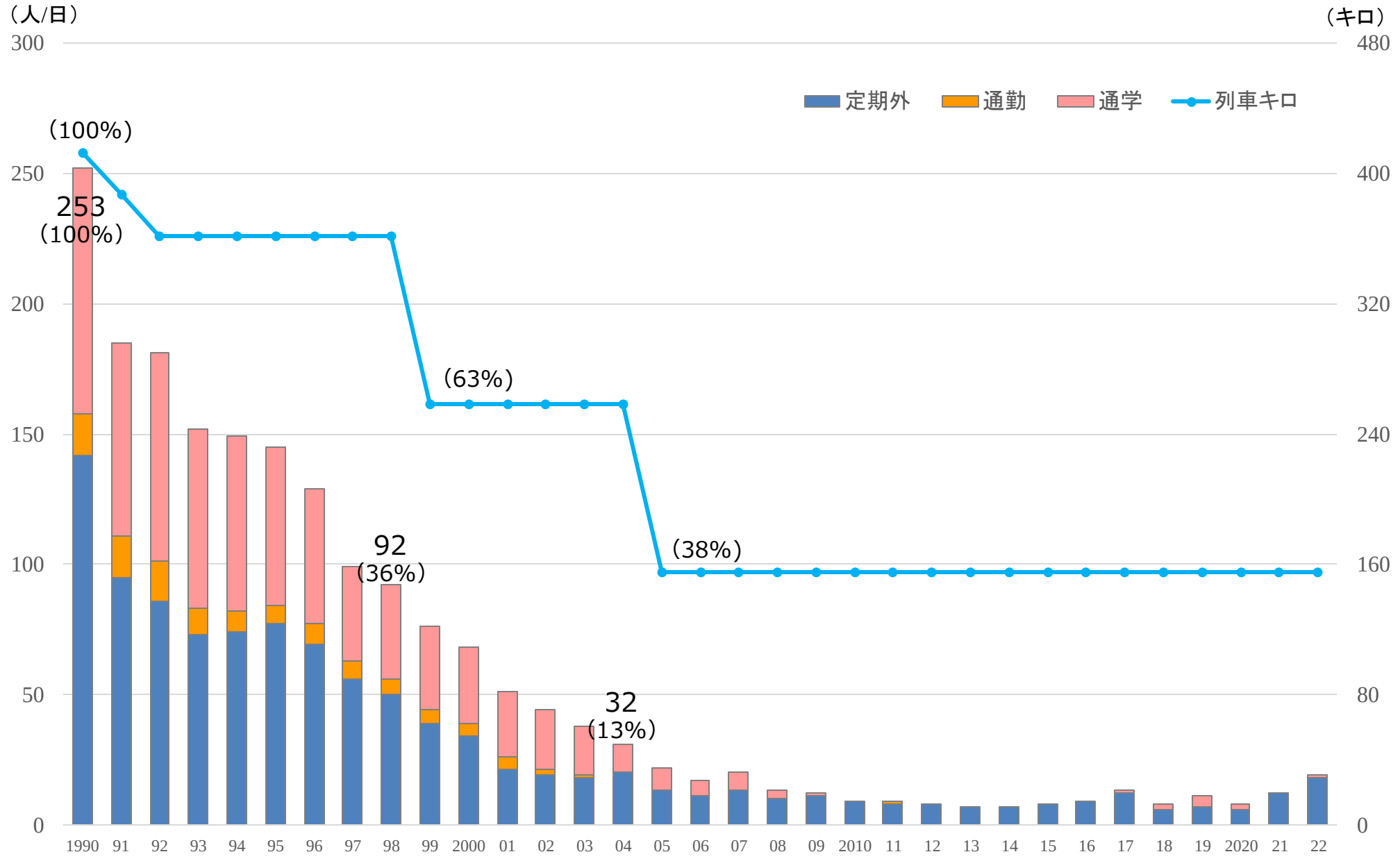

※列車キロは各年のダイヤ改正時点の平日ダイヤ基準で算出。急行列車含む。臨時列車は除く。

○平均通過人員（備後落合～備後庄原）と輸送力の推移

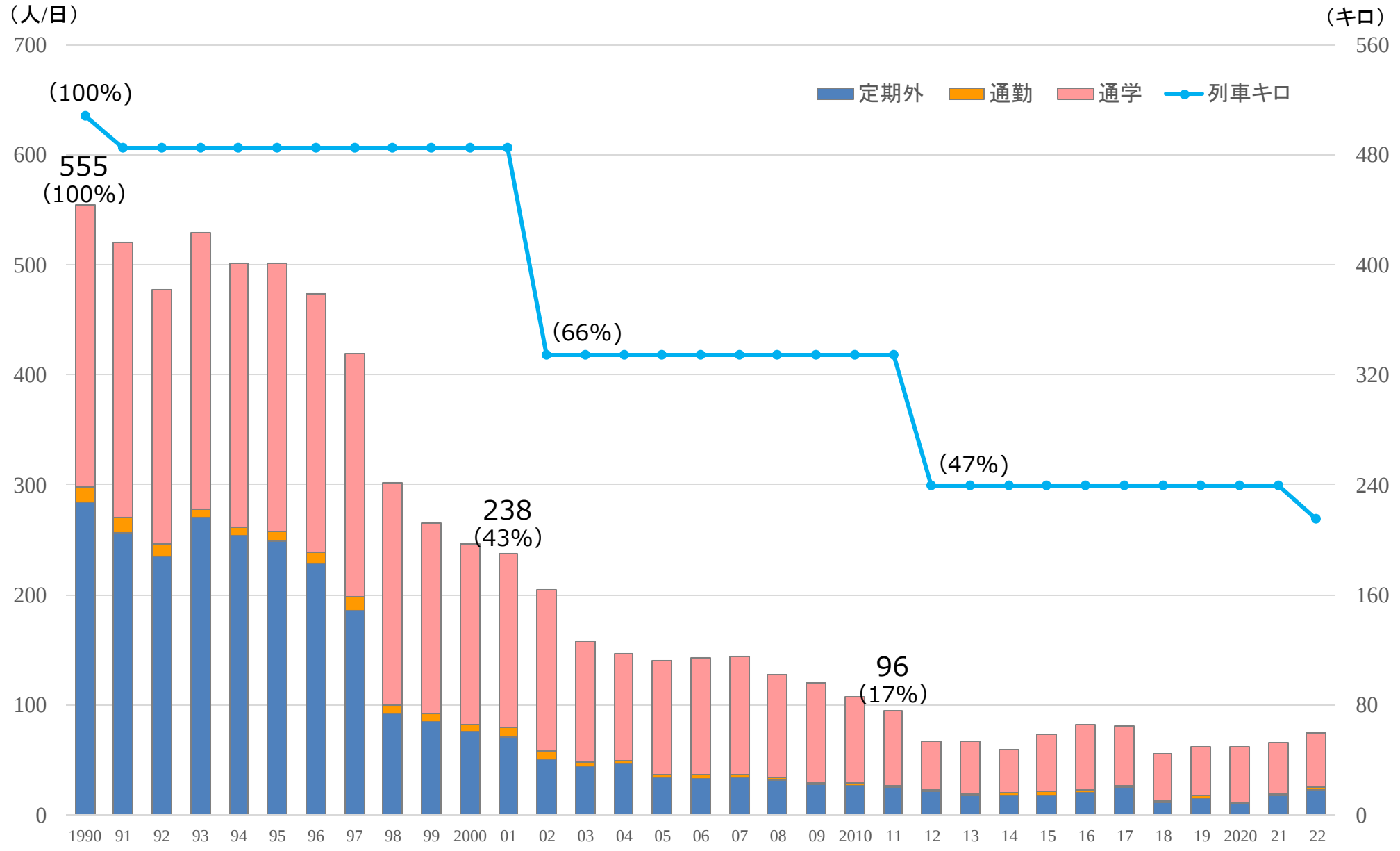

※列車キロは各年のダイヤ改正時点の平日ダイヤ基準で算出。急行列車含む。臨時列車は除く。

○費用構造（2017～2019年度平均）

（単位：億円）

区間	広島～備中神代	広島～下深川	下深川～三次	三次～備後庄原	備後庄原～備後落合	備後落合～東城	東城～備中神代
営業キロ	159.1	14.2	54.6	21.8	23.9	25.8	18.8
輸送密度（2019年度）	1,323	10,593	888	381	62	11	81
収支率	26.2%	80.7%	14.9%	11.5%	2.4%	0.4%	2.4%
営業収益（運輸収入）	8.7	5.9	2.3	0.3	0.1	0.01	0.1
営業費用	33.0	7.3	15.5	2.9	2.7	2.6	2.1
線路保存費	8.8	0.8	3.6	0.9	1.0	1.5	1.1
電路保存費	2.8	0.3	0.9	0.4	0.5	0.4	0.3
車両保存費	4.7	1.6	2.4	0.2	0.1	0.1	0.1
運転費	8.0	2.7	3.8	0.6	0.4	0.2	0.3
運輸費	2.3	0.5	1.4	0.2	0.2	0.01	0.01
固定資産税	0.9	0.2	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
減価償却費	5.5	1.2	2.9	0.4	0.4	0.3	0.3
営業損益（管理費除く）	▲ 24.4	▲ 1.4	▲ 13.2	▲ 2.5	▲ 2.6	▲ 2.6	▲ 2.0
間接経費	7.1	1.5	4.0	0.7	0.5	0.2	0.2
保守管理費	1.0	0.1	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1
輸送管理費	6.2	1.4	3.6	0.6	0.4	0.05	0.1
営業費用（管理費含む）	40.2	8.8	19.6	3.6	3.2	2.8	2.3
営業損益（管理費含む）	▲ 31.5	▲ 2.9	▲ 17.2	▲ 3.3	▲ 3.1	▲ 2.8	▲ 2.2
列車運行経費	16.5	4.6	8.8	1.5	1.0	0.3	0.4
鉄道施設経費（施設・電気・車両）	23.7	4.2	10.8	2.1	2.2	2.5	1.9

※区間別及び項目別の数値については、一定の前提を置いて按分し算出しています。
※間接経費（保守管理費・輸送管理費）には、本社に関する費用は含んでいません。
※四捨五入の関係で、表上の個別の数値の計算結果と一致しない場合があります。

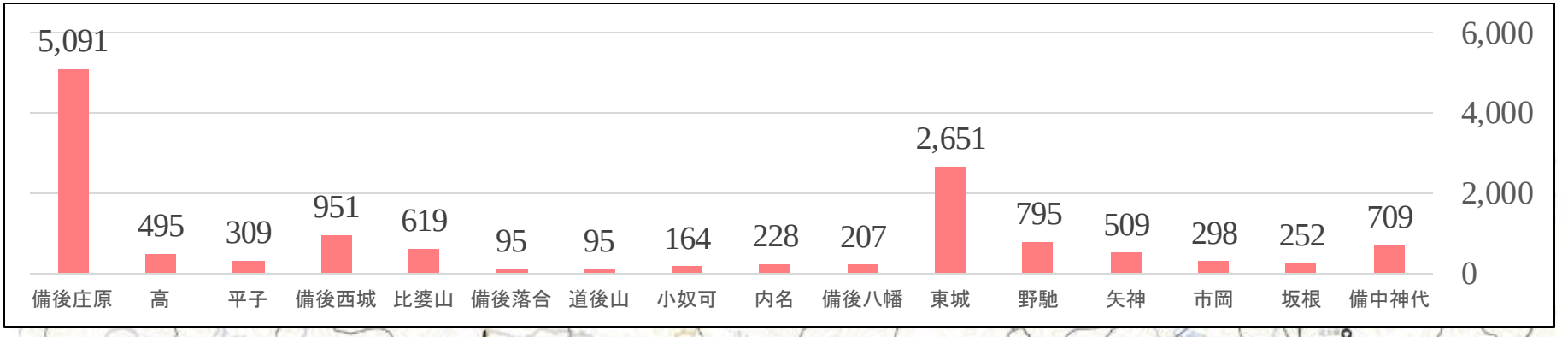

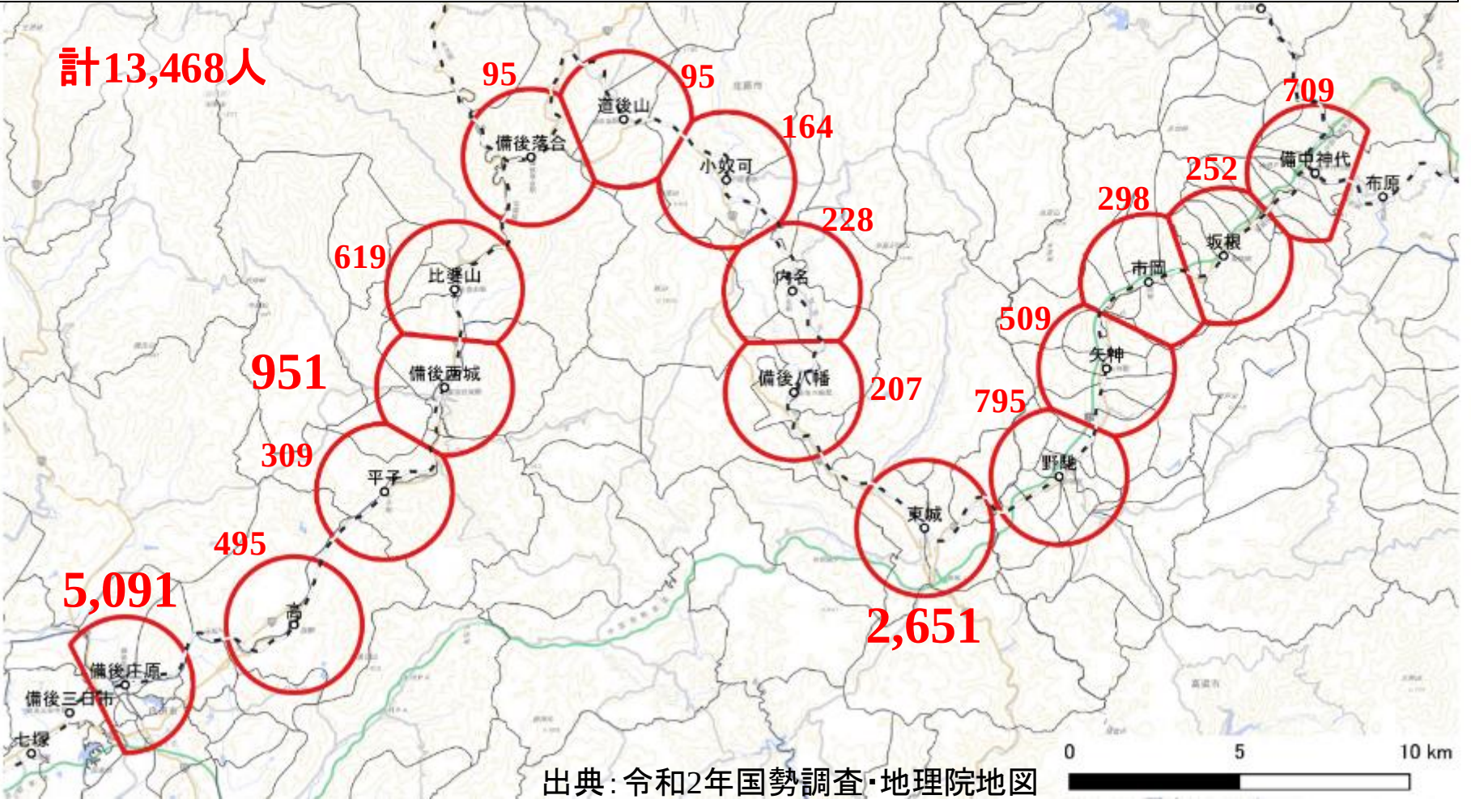

出典：令和2年国勢調査・地理院地図

この30年間で、岡山県全体・広島県全体の鉄道利用率は概ね横ばい（微増）である一方で、新見市・庄原市の鉄道利用率は大きく低下し、自家用車の比率が大きく上昇している。

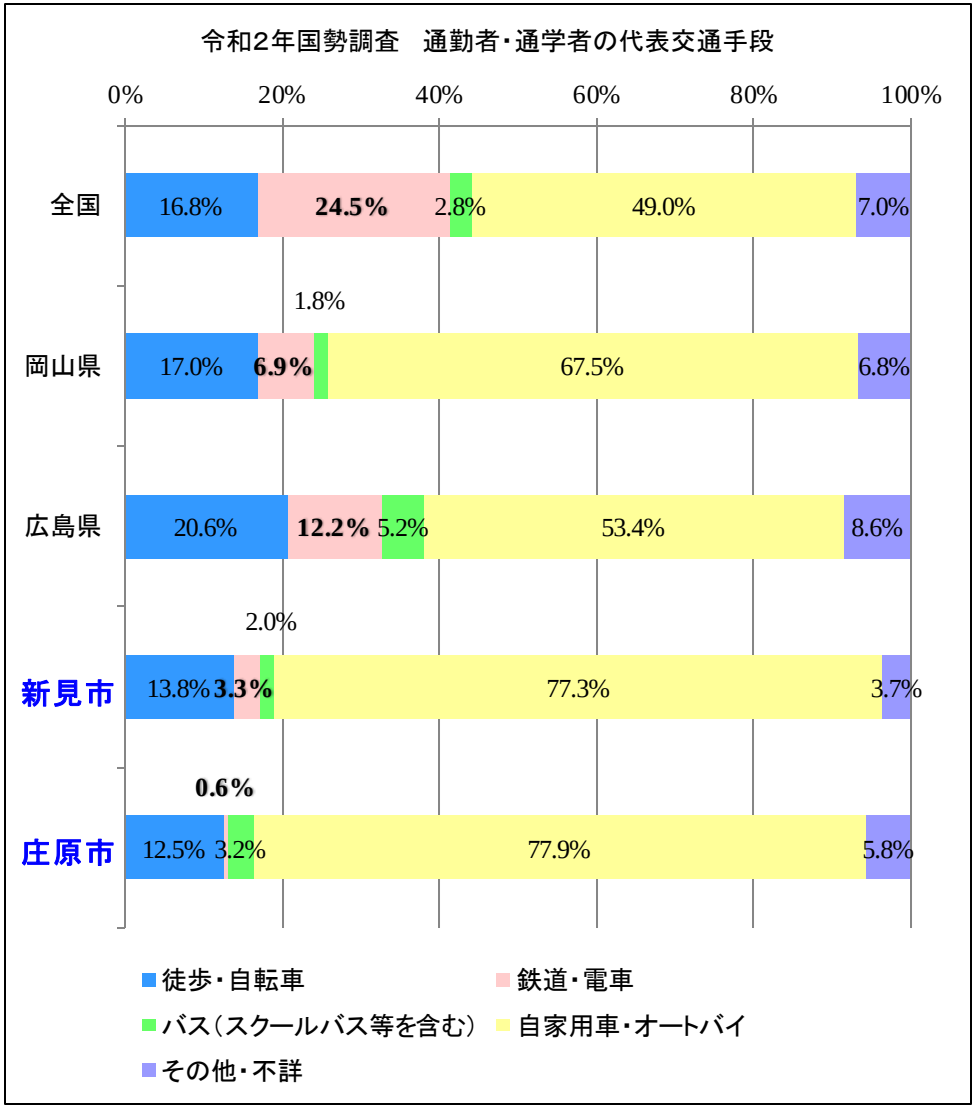

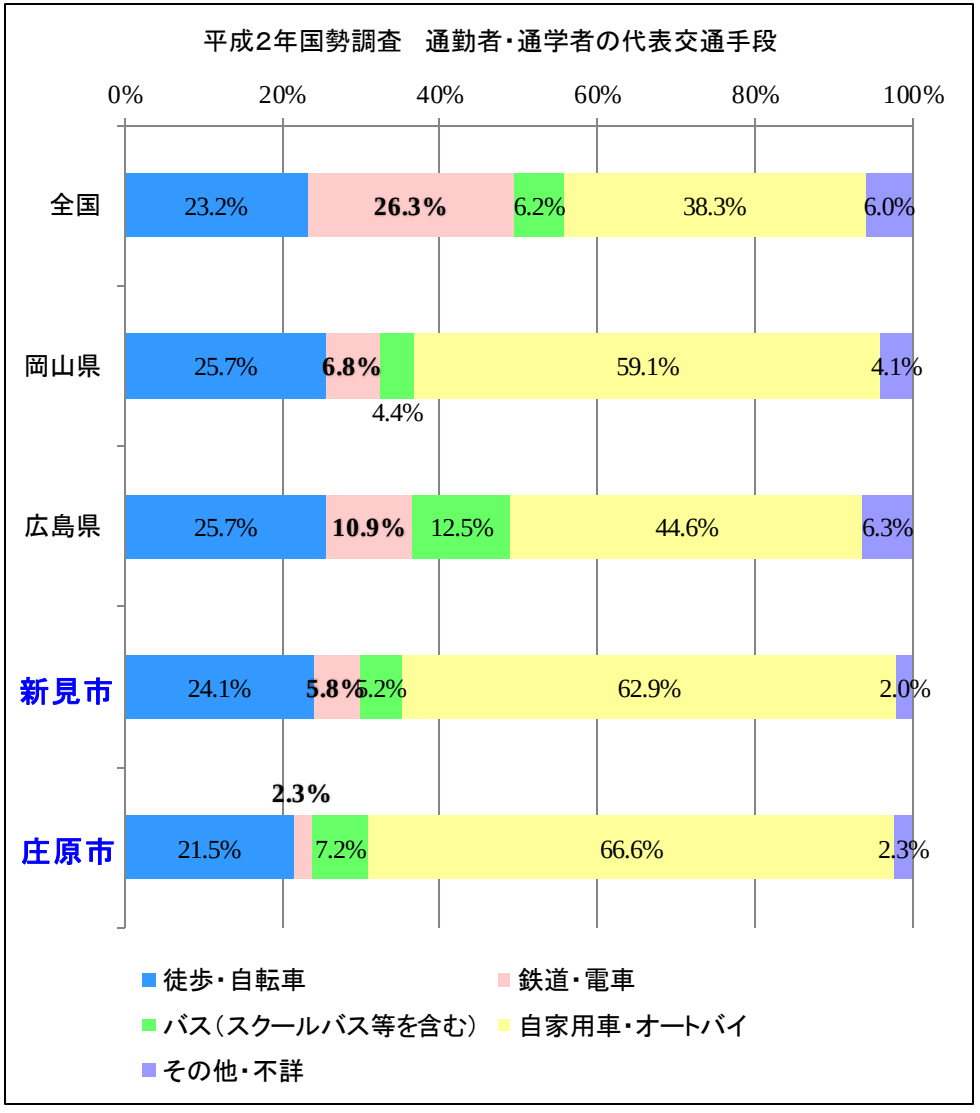

※平成2年の各市町村区分は、合併前の関係市町村を合計した値である
【新見市】 旧新見市・旧大佐町・旧神郷町・旧哲多町・旧哲西町の合計値
【庄原市】 旧庄原市・旧西城町・旧東城町・旧口和町・旧高野町・旧比和町・旧総領町の合計値

出典：令和2年 国勢調査・平成2年国勢調査

「普段の外出と公共交通に関するアンケート調査」（2020年度）

○調査概要

■調査目的
・芸備線、新見市営バス増便効果の把握
　芸備線増便　　：2020年4月4日～7月31日 実施
　新見市営バス増便：2020年4月6日～7月31日 実施
・日常の移動実態の把握
・今後の公共交通に対するニーズ把握

■調査地域
・岡山県新見市　・広島県庄原市

■調査対象
・対象路線沿線居住者
【対象路線】芸備線（布原～備後庄原駅間）
　　新見市営バス三室線・神郷線、大野部線

■調査方法
・新見市：ポスティング配布　・庄原市：郵送配布

■調査期間
配布期間：2020年7月14日～19日
・ポスティング：7/14、7/17、7/19配布
・郵送　　：7/13～発送
回収期限：2020年8月7日

■配布部数
・新見市：2,050部（1,025世帯）
・庄原市：3,732部（1,866世帯）
※1世帯に2部配布

■調査票回収結果

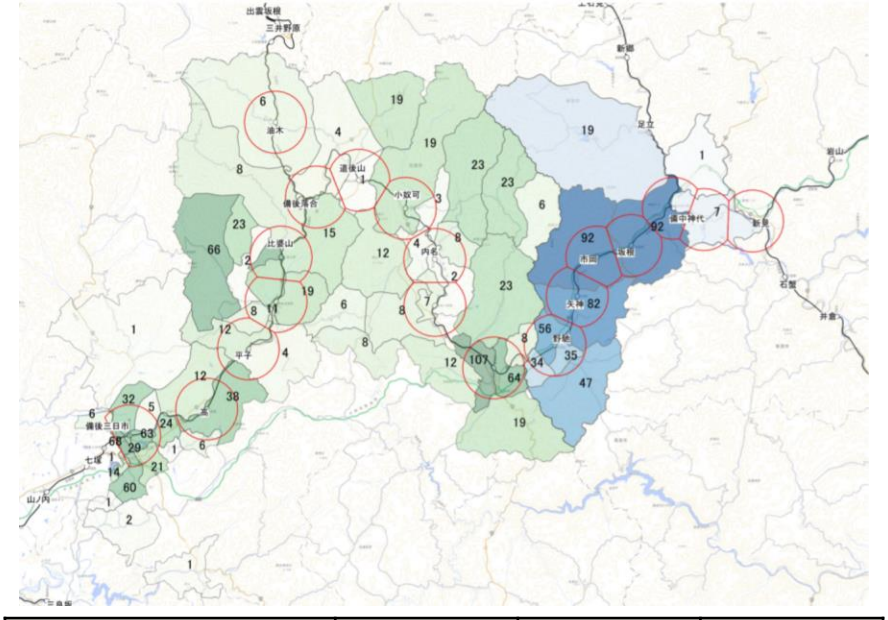

		配布数	回収数	回収率
新見市	世帯数	1,025	308	30.0%
	部数	2,050	469	22.9%
庄原市	世帯数	1,866	638	34.2%
	部数	3,732	961	25.8%
総数	世帯数	2,891	946	32.7%
	部数	5,782	1,430	24.7%

■調査者
ＪＲ西日本
※新見市・庄原市のご協力の元、実施

「普段の外出と公共交通に関するアンケート調査」（2020年度）

○エリア別の移動特性（新見市）

■外出頻度

ほぼ毎日	**151**	**13%**
週1~3回	**279**	**25%**
月1～3回	**405**	**36%**
年数回程度	229	20%
その他	9	1%
不明	58	5%
合計	1131	100%

835
(約74%)

・日常の移動として、月1回以上の移動を対象に分析
・10サンプル以上の移動を下図に表示

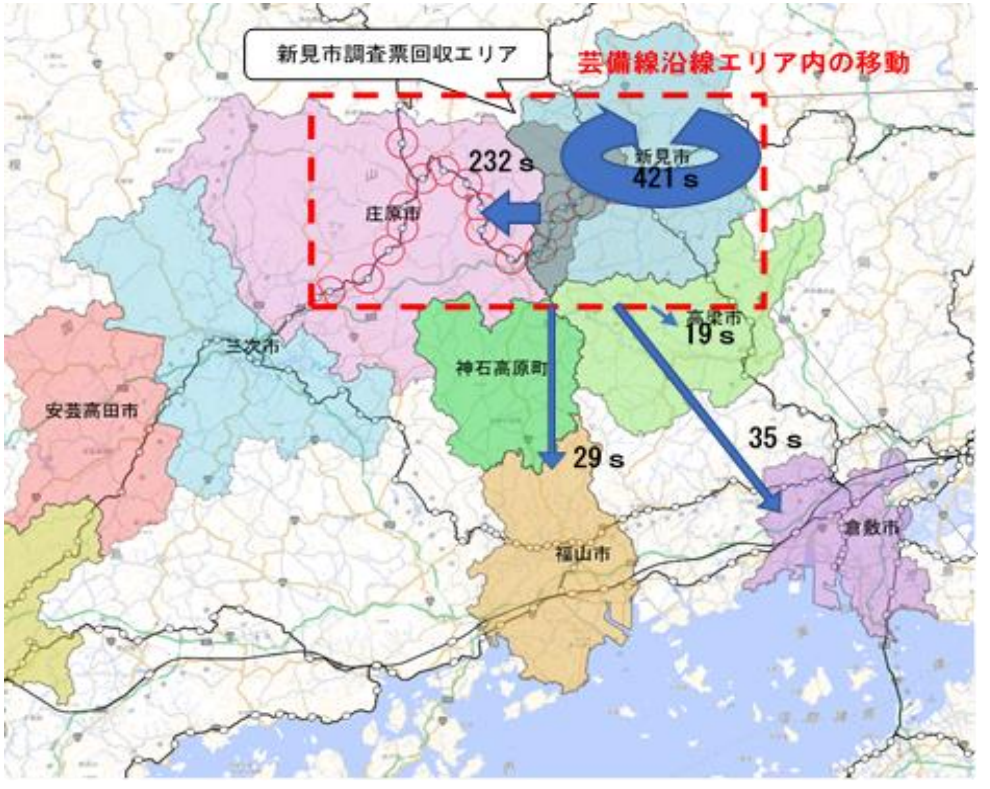

■外出の行先（市町村別）（　)サンプル数

1位　新見市　５０%　（421s）
2位　庄原市　２８%　（232s）
3位　倉敷市　　４%　（35s）

新見市の芸備線沿線エリアから各市町村への移動は、
新見市内が最も多く約5割、次いで庄原市が3割弱、倉敷市が1割未満であった。
庄原市の行先のうち、多くは東城地区のスーパー等商業施設であった。

「普段の外出と公共交通に関するアンケート調査」（2020年度）

○エリア別の移動特性（庄原市）

■外出頻度

ほぼ毎日	**269**	**11%**
週1~3回	**410**	**17%**
月1～3回	**965**	**40%**
年数回程度	630	26%
その他	26	1%
複数回答	6	0.2%
不明	103	4%
合計	2409	100%

1,644（約68%）

・日常の移動として、月1回以上の移動を対象に分析
・10サンプル以上の移動を下図に表示

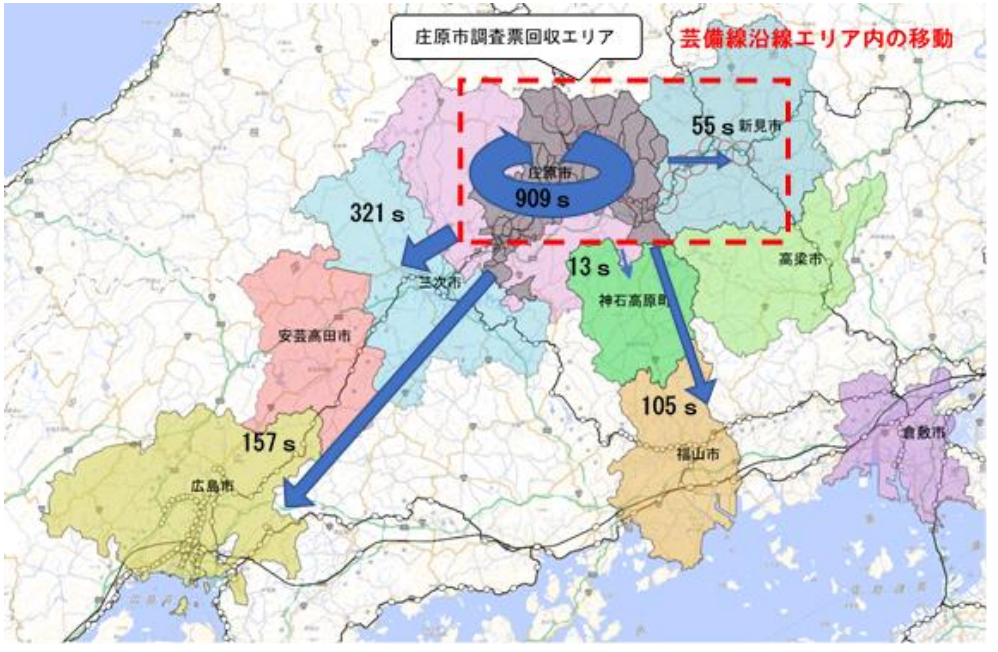

■外出の行先（市町村別）（　)サンプル数

1位　庄原市　５５%　（909s)
2位　三次市　２０%　（321s)
3位　広島市　１０%　（157s)

・庄原市の芸備線沿線エリアから各市町村への移動は、
庄原市内が最も多く6割弱、次いで三次市が約2割、広島市が約1割であった
・旧町域別に整理すると、旧庄原市、旧西城町は、移動の多い自治体が同様の傾向にあるが、
旧東城町は、広島市より福山市への流動が多かった

2020年4～7月、11月（平日・土休日）

・通院や買い物ニーズを捉えた利用促進として設定

【仮説１】東城・哲西エリアから新見への通院
【仮説２】哲西エリアから東城エリアへの通院・買い物
【仮説３】東城・小奴可エリアから庄原への通院

※列車増便に合わせて２次アクセスとなるバスの増便実施

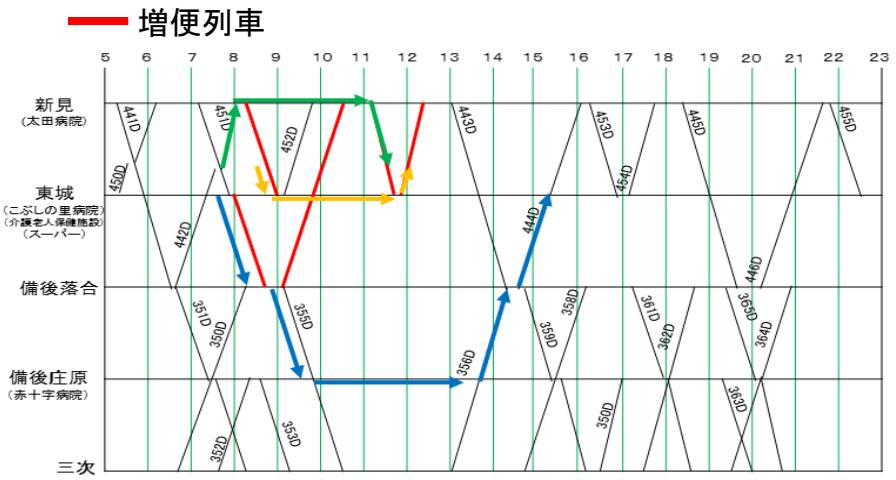

2021年10～12月（土休日）

・地域外からの新たな誘客を狙い設定

【仮説１】広島発庄原滞在可能時間拡大の需要
【仮説２】東城/西城から庄原への買い物等の利用
【仮説３】備北丘陵公園のイルミネーション

※列車増便に合わせて各種イベント等利用促進を実施

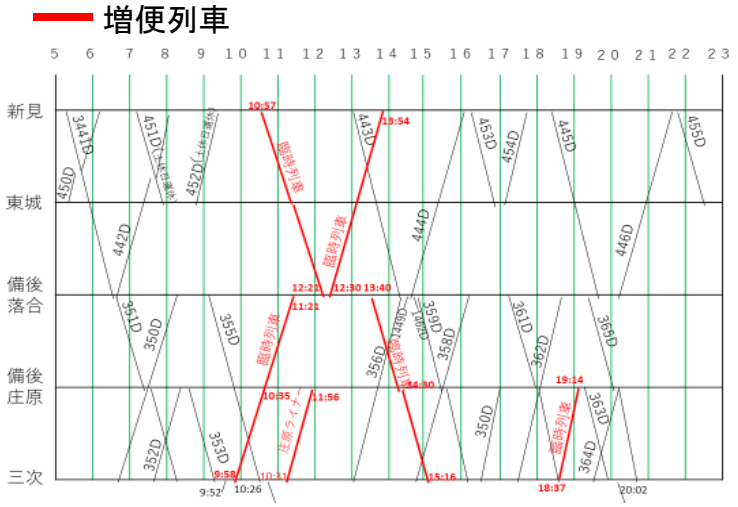

増便期間中の区間別利用者数（１日あたり）

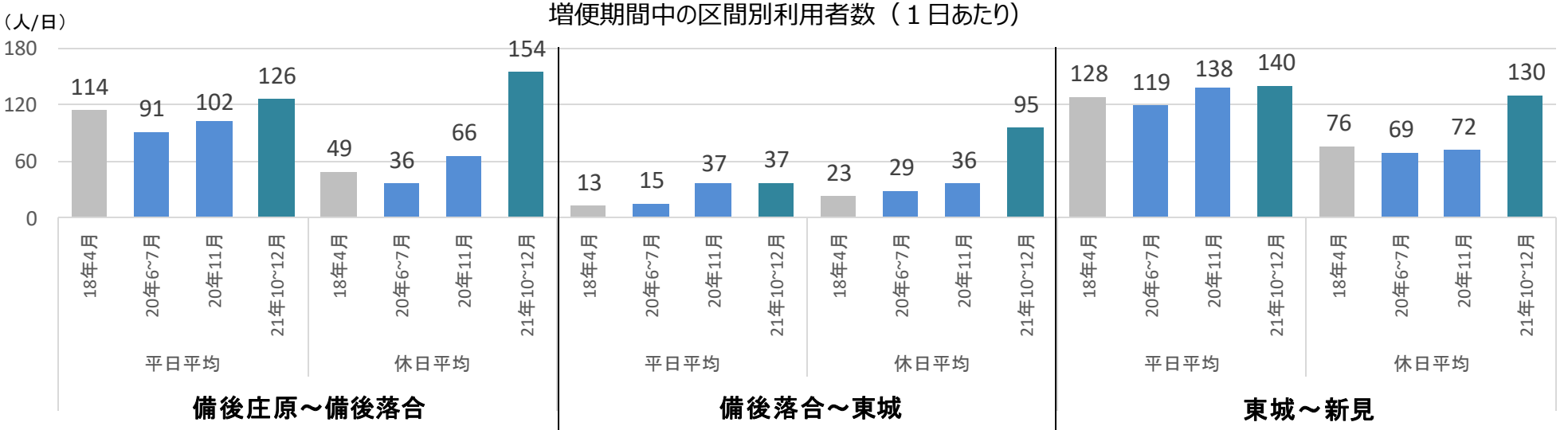

【バス会社との連携】

・鉄道バスどちらも利用可能な乗車券を設定し、実質的にフリークエンシーを高め、公共交通全体で利用を促進

「ちょこっとパス＋」「ちょこっとパス」

「バス＆レールどっちも乗り放題パス２デイ」

デジタルチケットで利用可能

【2次交通充実】

・市営バスの増便や時刻変更、予約型乗合タクシーの導入により、鉄道の２次アクセスを充実させ、公共交通全体で利用を促進

「予約型乗合タクシー」（哲西地区・神郷地区）

○駅間輸送人員（2022年度）

※2018年7月豪雨の影響で、2018～19年度は不通区間があったため、22年度データを参照

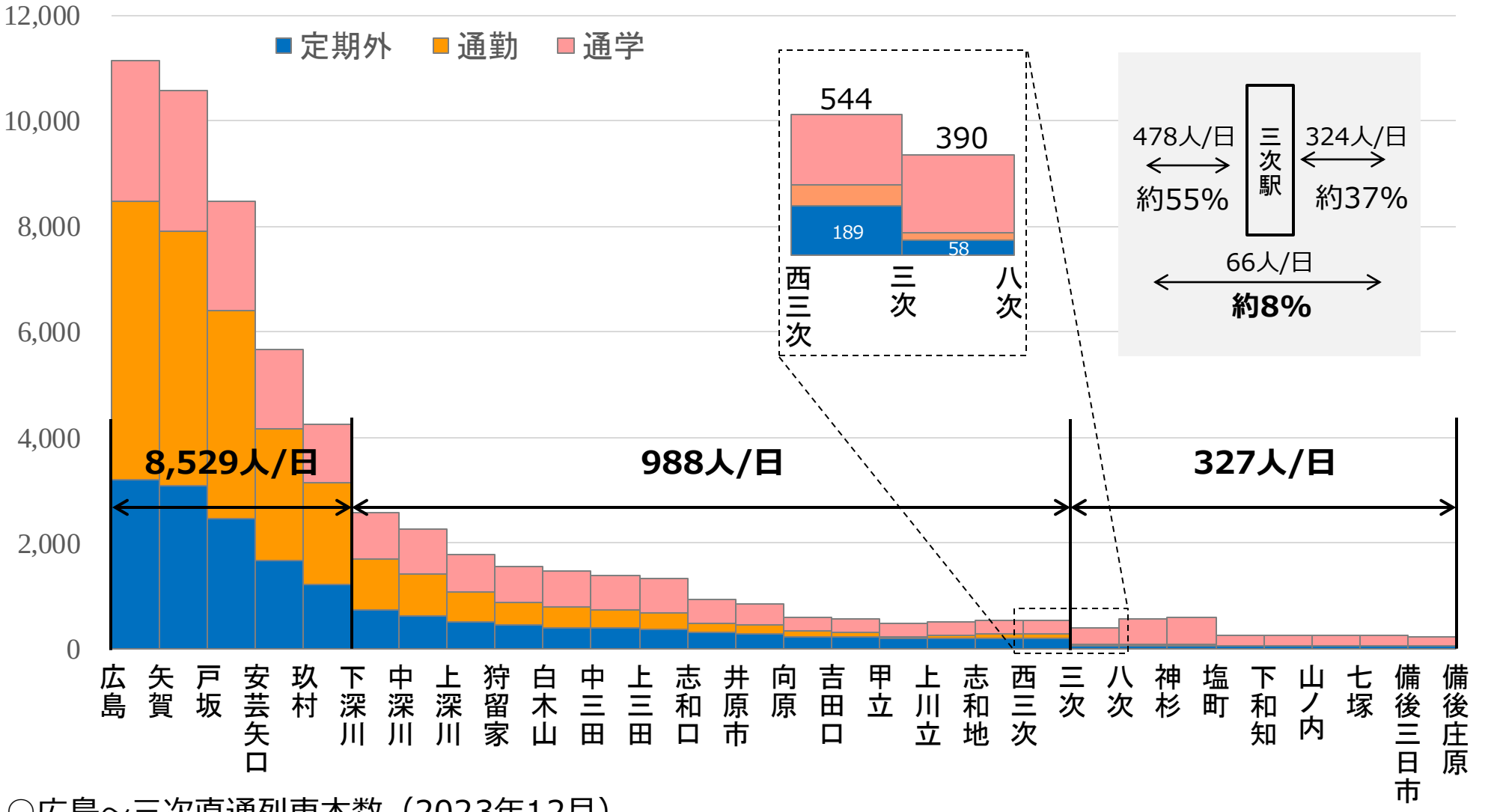

○広島～三次直通列車本数（2023年12月）

(平日)上り17本・下り16本　(休日)上り19本・下り18本

夏・秋の行楽期に合わせて臨時列車「庄原ライナー」運行（約20日/年）

【参考】高速バス　(平日)上り32本・下り32本　(休日)上り25本・下り25本

※左記の内、上下各15本庄原方面行

・広域的な利用促進として快速「庄原ライナー」を運転しているが、ご利用者数は減少傾向
・芸備線を活用したツアーの多くは特定区間を利用しない（備後庄原駅でバスに乗換えた）ツアーとなっている

快速「庄原ライナー」運行

年度	期間	日数	広島発	備後庄原着
2019	10/26～12/8の土日祝	15日	10:05	11:56
2020	11/7～12/6の土日祝	11日	10:05	11:56
2021	10/23～12/12の土日祝	18日	10:05	11:56
2022	10/22～12/11の土日祝	18日	7:33	9:45
2023	7/22～8/20の土日祝 10/21～12/10の土日祝	11日 18日	9:00	10:56

庄原ライナーのご利用者数の推移(1日平均)

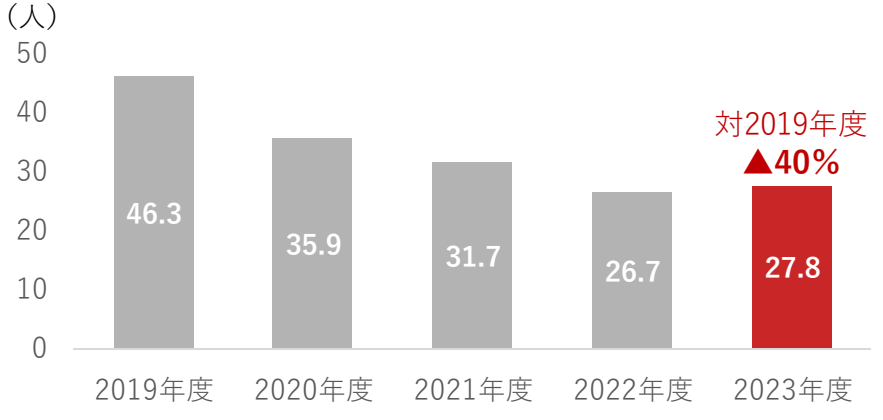

庄原DMOと連携した旅行商品造成

芸備線を活用した観光ツアーの設定

※庄原市・庄原DMO主催のツアー（2019～2023）から算出

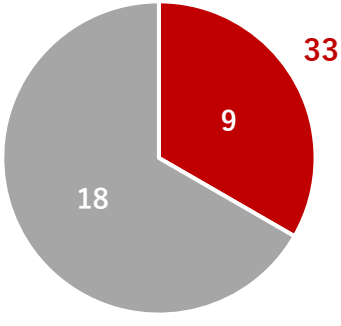

■ 特定区間を利用する観光ツアー数　■ 特定区間を利用しない観光ツアー数

○ＪＲ芸備線の状況等に関するヒアリング

主催者：岡山県・広島県
出席者：岡山県、広島県、ＪＲ西日本、国土交通省鉄道局・中国運輸局、芸備線沿線市

第１回ヒアリング（2023/2/1）

（当社ご説明内容）
・芸備線（備中神代～備後庄原）のご利用状況、沿線地域の移動特性
・当社の鉄道事業の状況

第２回ヒアリング（2023/5/10）

（当社ご説明内容）
・芸備線（備中神代～広島）のご利用状況
・芸備線の区間別経営状況、費用内訳
・当社の経営状況

（国土交通省ご説明内容）
・地域公共交通活性化再生法の一部改正について
・国鉄の分割民営化について
・鉄道ネットワークの維持について

第３回ヒアリング（2023/8/2）

（当社ご説明内容）
・芸備線の区間別経営状況、費用内訳
・芸備線の災害発生状況

資料７

芸備線再構築協議会 当面のスケジュール
（イメージ）

令和５年度

３月２６日（火）	第１回芸備線再構築協議会

令和６年度

５月上中旬	第１回幹事会
夏　頃	第２回幹事会
秋　頃	第３回幹事会
	第２回芸備線再構築協議会
年明け	第４回幹事会
年度末	第３回芸備線再構築協議会

（以降順次開催）

※本スケジュールは、あくまでイメージであり、実際には協議会等での協議内容を踏まえて柔軟に対応